

はじめにご確認ください

X 各様式の記載例、注意点

- 各種申請、届出に用いる様式の記載例を掲載します。
- 様式を作成するにあたり、はじめに以下の注意事項をご確認ください。

★ 更新、業種追加、般特新規の場合の重要事項

更新、業種追加、般特新規の場合、その申請内容（代表者、所在地等）が、直近で県に申請又は届出を行った内容と一致している必要があります（申請時に経營業務の管理責任者や営業所技術者の変更はできません）。このため、直近の申請又は届出内容を確認し、変更がある場合は速やかに変更届を提出してください。

※ 特に、役員等の就退任があったにもかかわらず変更届を提出せず、「役員等の一覧表」が直近の申請又は届出の内容と異なるケースが見受けられるため注意してください。

<各様式共通の注意事項>

- 日付を記入する欄は忘れずに記入してください。なお、申請書等を含め各様式の右上に記入する日付は申請（届出）日とし、誓約書や証明書、記載内容に相違ないとする署名の日付は、それぞれ誓約や証明等をした日としてください。
- 申請者や届出者等について記入する欄は、「商号又は名称」のみではなく、「主たる営業所の所在地」「商号又は名称」「代表者氏名」を記入してください。また、法人（個人事業主を除く）で登記上の本店所在地と事実上の営業所所在地が異なる場合は所在地を二段書きとし、登記上の本店所在地をカッコ書きとしてください。

【例】 登記上の本店所在地が「新潟市東区竹尾2-2-80」で、
主たる営業所の所在地が「新潟市中央区新光町4-1」の場合

(新潟市東区竹尾2-2-80)
申請者 新潟市中央区新光町4-1
新潟県庁建設株式会社
代表取締役 新潟 太郎

- 経營業務の管理責任者、営業所技術者の住所を記入する欄は、個人の住所を記入してください（営業所の所在地ではありません）。
- 複数の項目から選択する場合、特に指定がない限り該当しないものを取消し線で削除してください。

【例】 地方整備局長
北海道開発局長
新潟県知事

【例】 申請者
~~譲受人~~
合併存続法人
分割承継法人

【例】 …第1号イ (1) に掲げる…
(2)
(3)

- 許可年月日を記入する欄について、複数の許可を受けている場合（業種ごとに許可の有効期間が異なる場合）は、**現在有効な許可日のうち最も古いものを記入**してください。なお、許可年月日は有効期間の始期であり、許可通知書の発出日（許可通知書の右上の日付）ではないため注意してください。
- 営業所の名称を記入する欄は、各様式で名称を統一してください。また、従たる営業所がある場合、各営業所の名称を記入する順番も統一してください。

＜カラムに記入する場合の注意事項＞

「□□□□」で表示された枠（以下「カラム」といいます。）については、以下のルールで記入してください。

- ・ 法人の種類を表す文字については以下の略号を記入する。また、カッコは1カラムとする（法人の種類を表す文字は、フリガナ不要）。

株式会社	→ (株)	特例有限会社	→ (有)	合名会社	→ (名)
合資会社	→ (資)	合同会社	→ (合)	協同組合	→ (同)
協業組合	→ (業)	企業組合	→ (企)		

【例】新潟県庁建設株式会社 →

- ・ 濁点、半濁点は1カラムとせずに記入する。

【例】ガ → ※ としない。

- ・ 知事コードは、新潟県知事の場合は と記入する。
- ・ 市区町村コードは、別添「市区町村コード表」に記載のコードを記入する。
- ・ 所在地について、「丁目」「番地」「号」等は「-（ハイフン）」で記入する。また、都道府県名、市区町村名についてはそれぞれ該当する欄に記入し、カラムへの記入は不要（カラムには、市区町村名に続く町名等のみ記入）。

【例】1丁目2番3号 →

- ・ 資本金額又は出資総額、法人番号を記入する欄は、法人の場合のみ記入する。
- ・ 許可番号は、「国土交通大臣」を取消し線で削除し「新潟県知事」と記入する。

【例】許可番号 ~~国土交通大臣~~ 新潟県知事 許可

- ・ 許可番号、許可年月日、生年月日を記入する欄は、空位の部分に「0」と記入する。

【例】許可番号が「第99999号」の場合 →
 生年月日が「昭和50年1月1日」の場合 → 年 月 日

記載例の目次

様式番号	様式名	ページ	関連するページ
第1号	建設業許可申請書	67	
別紙1	役員等の一覧表	68	
別紙2(1)	営業所一覧表(新規許可等)	69	
別紙2(2)	営業所一覧表(更新)	70	
別紙4	営業所技術者等一覧表	71	
第2号	工事経歴書	74	72~73、75
第3号	直前3年の各事業年度における工事施工金額	76	
第4号	使用人数	77	
第6号	誓約書	78	
第7号	常勤役員等(経營業務の管理責任者等)証明書	79	12~16, 49~53, 80~82
第7号別紙	常勤役員等の略歴書	82	
第7号の2	常勤役員等及び当該常勤役員等を直接に補佐する者の証明書	83	12~16, 49~53
第7号の2別紙1	常勤役員等の略歴書	85	
第7号の2別紙2	常勤役員等を直接に補佐する者の略歴書	86	
第7号の3	健康保険等の加入状況	87	17, 88
第8号	営業所技術者等証明書	89~94	18, 54
第9号	実務経験証明書	95	18, 54, 55
第10号	指導監督の実務経験証明書	96	18, 54, 55
第11号	建設業法施行令第3条に規定する使用人の一覧表	97	
第12号	許可申請者の住所、生年月日等に関する調書	98	
第13号	建設業法施行令第3条に規定する使用人の住所、生年月日等に関する調書	99	
第14号	株主(出資者)調書	100	
第15号	貸借対照表【法人用】	101~103	
第16号	損益計算書・完成工事原価報告書【法人用】	104~105	
第17号	株主資本等変動計算書	106	
第17号の2	注記表	107	
第17号の3	附属明細表	107	
第18号	貸借対照表【個人用】	108~109	
第19号	損益計算書【個人用】	110	
第20号	営業の沿革	111	
第20号の2	所属建設業者団体	112	
第20号の3	主要取引金融機関名	113	
第22号の2	変更届出書	114~117	
第22号の3	届出書	118	
第22号の4	廃業届	119	
別紙8	変更届出書(事業年度終了後の決算変更届)	120	
第22号の5	譲渡及び譲受け認可申請書	121~122	
第22号の6	誓約書【譲渡及び譲受け、合併、分割認可用】	123	
第22号の7	合併認可申請書	124~125	
第22号の8	分割認可申請書	126~127	
第22号の10	相続認可申請書	128~129	
第22号の11	誓約書【相続認可用】	130	
別紙2	営業所一覧表【認可用】(ただし、相続認可の場合は「別紙1」)	131	
別紙3	営業所技術者等一覧表【認可用】(ただし、相続認可の場合は「別紙2」)	132	
新潟県独自様式	事業主・役員等・令3条に規定する使用人の一覧表	133	

【記載例】 営業所一覧表（新規許可等）（別紙2（1））

別紙二（1）

（用紙A4）

営業所一覧表（新規許可等）

「行政側記入欄には何も記入しないこと」 「般特新規+更新」「業種追加+更新」「般特新規+業種追加+更新」の場合、「別紙2（2）」も併せて提出

（主たる営業所）

名称は申請者で決める（「本社」「本店」等）

フリガナ **ホnten**
 主たる営業所の名称 **本店**
 営業しようとする建設業 土 建 大 左 と 石 屋 電 管 タ 鋼 筋 舗 し ゆ 板 ガ 塗 防 内 機 絶 通 園 井 具 水 消 清 解
 8 3 2 2 1
 3 5 10 15 20 25 30 35 40 45 50
 変更前

「1」又は「2」を記入
 1：一般建設業許可を申請する場合
 2：特定建設業許可を申請する場合

般特新規、業種追加の場合は、
 上段：般特新規後、業種追加後の内容を記入
 下段：現在の許可を受けている内容を記入

（従たる営業所）

（該当なし） 従たる営業所がない場合、余白に「該当なし」と記入

フリガナ **ナガオカエイギョウシヨ**
 従たる営業所の名称 **長岡営業所**
 8 4 長 岡 営 業 所
 3 5 10 15 20 25 30 35 40 45 50
 23 25

主たる営業所以外で建設業を営む営業所を記入（単なる打合せスペース等、建設工事に関する営業を行わない営業所は記入不要）

内容

従たる営業所の所在地市区町村コード 8 5 1 5 2 0 2 都道府県名 **新潟県** 市区町村名 **長岡市**
 従たる営業所の所在地 8 6 四 郎 丸 町 1 7 3 - 2
 23 25 30 35 40
 郵便番号 8 7 9 4 0 - 0 8 6 5 電話番号 0 2 5 8 - 3 8 - 2 6 1 8
 営業しようとする建設業 土 建 大 左 と 石 屋 電 管 タ 鋼 筋 舗 し ゆ 板 ガ 塗 防 内 機 絶 通 園 井 具 水 消 清 解
 8 8 1
 3 5 10 15 20 25 30 35 40 45 50
 変更前

当該営業所で営業しようとする建設業について、「1」又は「2」を記入
 ※この例は『主たる営業所では「土木一式工事」「建築一式工事」「管工事」を営むが、従たる営業所では「管工事」のみ営む』場合の例です。

1. 一般
 2. 特定

（従たる営業所）

フリガナ
 従たる営業所の名称
 8 4
 3 5 10 15 20 25 30 35 40 45 50
 23 25

内容

従たる営業所の所在地市区町村コード 8 5 都道府県名 市区町村名
 従たる営業所の所在地 8 6
 23 25 30 35 40
 郵便番号 8 7 電話番号
 10 15 20 25 30
 営業しようとする建設業 土 建 大 左 と 石 屋 電 管 タ 鋼 筋 舗 し ゆ 板 ガ 塗 防 内 機 絶 通 園 井 具 水 消 清 解
 8 8
 3 5 10 15 20 25 30 35 40 45 50
 変更前

（1. 一般）
 （2. 特定）

【記載例】 営業所一覧表（更新）（別紙２（２））

別紙二（２）

「般特新規+更新」「業種追加+更新」「般特新規+業種追加+更新」の場合、「別紙２（１）」も併せて提出

（用紙A4）

営業所一覧表（更新）

営業所の名称		所在地（郵便番号・電話番号）	営業しようとする建設業	
			特定	一般
営 主 業 所	本店	〒950-8570 新潟市中央区新光町4-1 025-285-5511	土、建	管
	長岡営業所	〒940-0865 長岡市四郎丸町173-2 0258-38-2618		管
従 た る 営 業 所				

各営業所の事実上の所在地情報を記入

各営業所で営業しようとする建設業の略号を記入（「業種追加+更新」の場合は更新する業種のみ記入）

- 「主たる営業所」及び「従たる営業所」の欄は、それぞれ本店、支店又は常時建設工事の請負契約を締結する事務所のうち該当するものについて記載すること。
- 「営業しようとする建設業」の欄は、許可を受けている建設業のうち左欄に記載した営業所において営業しようとする建設業を、許可申請書の記載要領6の表の（ ）内に示された略号により、一般と特定に分けて記載すること。

【記載例】 営業所技術者等一覧表（別紙4）

別紙四

営業所技術者等一覧表

※旧「専任技術者一覧表」

※この様式は、所属する技術者全員を記入するものではなく、営業所ごと（業種ごと）に配置する専任の技術者について記入してください。
 ※業種追加の場合も、追加する技術者を含めて全ての専任の技術者を記入してください（申請や届出の区分に関わらず、この様式は全ての専任の技術者について記入してください）。

令和 ○ 年 ○ 月 ○ 日

営業所の名称	フリガナ 営業所技術者等の氏名	建設工事の種類	有資格区分
本店	ササキ シロウ 佐渡 四郎	土-9 建-9 管-7	13 20 29
長岡営業所	カシワザキ コロウ 柏崎 五郎	管-4	02

別紙2「営業所一覧表」に記載した営業所順に記入（1人が複数の建設工事の種類を兼任することも可能）
 ※当該様式に記載されている営業所技術者等は、例外規定による場合を除き、専任を要する工事現場の主任技術者等になれませんので注意してください。

「有資格コード一覧表」を参考に、該当する番号を記入
 ※担当業種、有資格区分を変更する場合は変更届が必要です（例：有資格区分を二級建築士から一級建築士に変更する場合、等）

(参考)
 「建設工事の種類」に記入する番号は、以下のとおり区分されています。

【一般建設業の場合】
 「1」：法第7条第2項イ該当 「4」：法第7条第2項ロ該当 「7」：法第7条第2項ハ該当

【特定建設業の場合】
 「2」：法第7条第2号イ及び法第15条第2号ロ該当 「3」：法第15条第2号ハ該当(同号イと同等以上)
 「5」：法第7条第2号ロ及び法第15条第2号ロ該当 「6」：法第15条第2号ハ該当(同号ロと同等以上)
 「8」：法第7条第2号ハ及び法第15条第2号ロ該当 「9」：法第15条第2号イ該当

【記載例】工事経歴書（様式第2号）

※以下を参考に作成してください。

工事経歴書

- ・新規、般・特新規、業種追加の場合…新たに許可を申請する業種ごとに作成する。
- ・毎事業年度終了後の変更届出書（11条）…許可を受けている業種ごとに全て作成する。

工事経歴書の作成上の注意事項

- ・申請又は届出する日の属する事業年度の前事業年度に完成した建設工事について作成する。
- ・新規申請等で決算期を迎えていない場合、建設工事の種類ごとに「実績なし」と記入する。
- ・工事の実績がない場合は、建設工事の種類ごとに「実績なし」と記入する。
- ・「建設業種区分と具体的工事の例示」を参照し、計上業種を十分に確認する。特に、専門工事に区分すべき工事を一式工事として記入しないよう留意する。
- ・1件の請負契約を分割して、複数の建設工事の経歴としてはならない。1契約は1業種にすべて計上する。
- ・除雪、除草、清掃、剪定、点検等の業務は建設工事にあたらないため、工事経歴書には記入しない。（「建設工事に該当しない業務」についてはP8を参照）
- ・許可のない業種に該当する実績は、様式第3号の「その他の建設工事の施工金額」に計上する。
- ・「工事名」の欄は、工事の場所・内容が分かるよう具体的に記入する。ただし、個人の氏名が特定されることのないよう十分に留意すること（例 注文者「A」、工事名「A邸新築工事」等）。
- ・商号（屋号）名、店舗、建物、施設の名称（ビル名等）は、個人名ではないのでそのまま記入する。
- ・工事が複数年にまたがり、単年度の工事進行基準が適用される工事は、当該年度の金額を（ ）書きで上段に、全体の契約額を下段に記入する。
- ・「配置技術者（主任技術者・監理技術者）」について、建設業の許可を受けている建設業者は、元請、下請にかかわらず、工事施工の技術上の管理をつかさどる者として、工事現場に必ず主任技術者を配置しなければなりません。また、発注者から直接工事を請け負い、5,000万円（建築一式工事の場合は8,000万円）以上を下請契約（複数ある場合はその総額）する場合は、主任技術者にかえて監理技術者を配置しなければなりません。
- ・「工期」の記入誤りが多いので、十分に確認すること。
- ・「小計」欄には、ページごとに記入した工事の件数および完工高の合計を記入する。なお、「その他」としてまとめて記入した工事は、「小計」に含めない。
- ・「合計欄」の件数及び金額には、本工事経歴書に記入したものの合計ではなく、直前決算期における建設工事の種類ごとの件数及び金額を記入する。また、「合計欄」の金額は、直前3年の各事業年度における工事施工金額の各建設工事の金額と一致する。

※実績のない建設工事の種類が複数ある時は、工事経歴書を1枚にまとめることも可

(建設工事の種類)		塗、水、解 工事 (税込・税抜)		配置技術者		請負代金の額		工 期		
注文者	元請又は下請の別	JVの別	工事名	工事現場のある都道府県及び市区町村名	氏名	主任技術者又は監理技術者の別(該当箇所には印を記載)		うち、 (元請 ・法面監理 ・縦断工事)	完工年月日	完成又は完成予定年月
						主任技術者	監理技術者			
			実績なし						令和 年 月	令和 年 月
									令和 年 月	令和 年 月
小計						件	千円	千円	うち 元請工事 千円	千円
合計						件	千円	千円	うち 元請工事 千円	千円

【記載例】工事経歴書（様式第2号）

経営事項審査を申請する場合

下記を参考に消費税抜で作成する。免税事業者は、財務諸表に合わせて税込で作成する。

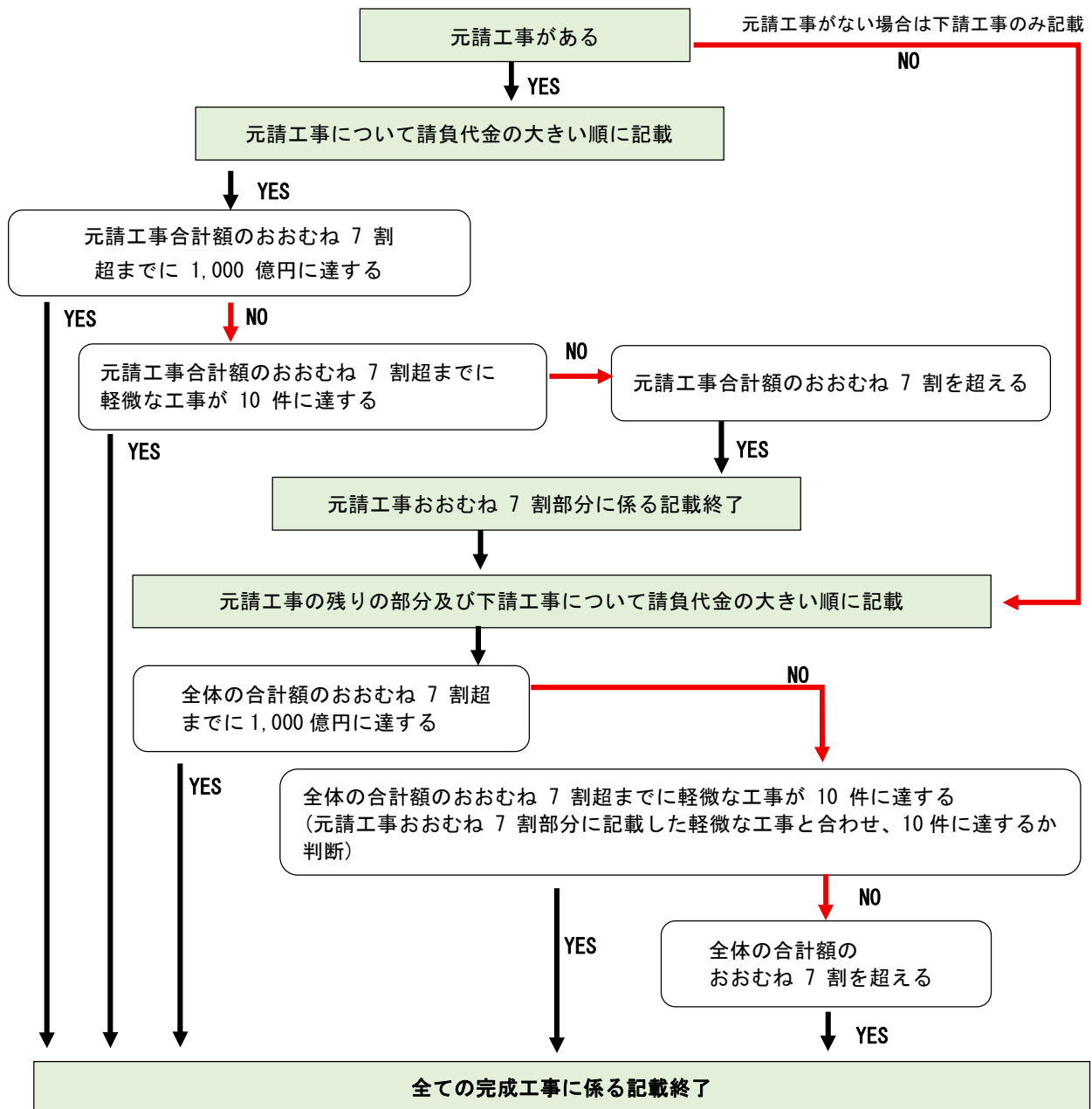
①「元請工事に係る完成工事」を、請負代金の大きい順に、元請工事の完成工事高合計の7割を超えるところまで記入する。

②続けて、「残りの元請工事と下請工事に係る完成工事」を、全体の完成工事高合計の7割を超えるところまで、請負代金の額の大きい順に記入する。

※①、②において、請負額が1,000億円又は軽微な工事（税込500万円（建築一式工事は税込1,500万円）未満）が10件を超えた時点で記入終了

※大きい金額の下請工事があったとしても、必ず元請工事から記入する。

※除雪、除草、清掃、剪定、点検等の業務は建設工事にあたらないため、工事経歴書には記入しない。（「建設工事に該当しない業務」についてはP8を参照）



【記載例】工事経歴書（様式第2号）

経営事項審査を申請する場合

共同企業体（JV）として行った工事には「JV」と記入
業種毎に作成
該当するものを○で囲む

(建設工事の種類)		管		工事		(税込・税抜)							
注文者	元請又は下請の別	JVの別	工事名	工事現場のある都道府県及び市区町村名	配置技術者		請負代金の額	工 期					
					氏名	主任技術者又は監理技術者の別（該当箇所に印を記載）		着工年月日	完成又は完成予定年月				
A	元請		A邸厨房設備工事	新潟県〇〇市	〇〇〇〇	レ	4,500千円	令和〇年〇月	令和〇年〇月				
〇〇〇〇	"		〇〇〇工事	新潟県〇〇市	〇〇〇〇	レ	4,200千円	令和〇年〇月	令和〇年〇月				
〇〇〇〇	"		〇〇〇工事	新潟県〇〇市	〇〇〇〇	レ	4,000千円	令和〇年〇月	令和〇年〇月				
〇〇〇〇	"		〇〇〇工事	新潟県〇〇市	〇〇〇〇	レ	2,500千円	令和〇年〇月	令和〇年〇月				
〇〇〇〇	"		〇〇〇工事	新潟県〇〇市	〇〇〇〇	レ	2,000千円	令和〇年〇月	令和〇年〇月				
〇〇〇〇	"		〇〇〇工事	新潟県〇〇市	〇〇〇〇	レ	1,900千円	令和〇年〇月	令和〇年〇月				
〇〇〇〇	"		〇〇〇工事	新潟県〇〇市	〇〇〇〇	レ	1,800千円	令和〇年〇月	令和〇年〇月				
〇〇〇〇	"		〇〇〇工事	新潟県〇〇市	〇〇〇〇	レ	1,700千円	令和〇年〇月	令和〇年〇月				
小計							10件	30,900千円			うち 元請工事	14,500千円	
合計							52件	70,000千円			うち 元請工事	17,500千円	

個人の氏名が特定されないよう記入に注意
工事名は場所、内容を具体的に記入
例 注文者「A」、工事名「A邸* *工事」等

各工事現場に置かれた配置技術者について、該当する箇所にレ印を記入

新潟市の場合は、区まで記入

「小計」欄は、ページごとに記入した工事の件数及び完工高の額の合計を記入
「その他」としてまとめて記入した工事は、「小計」に含めない。

元請工事の完工高を記入

「合計」欄は、当該業種に関わる合計を記入。直前3年の各事業年度における工事施工金額の各建設工事の金額と一致する。
1業種が複数ページになる場合は、最終ページのみ記入

経営事項審査を申請しない場合

- ① 元請工事・下請工事を問わず、請負代金の大きい順から記入
- ② 年間完成工事高の5割を超えるまで、又は10件までのどちらか少ない件数を記入
※除雪、除草、清掃、剪定、点検等の業務は建設工事にあたらないため、工事経歴書には記入しない。（「建設工事に該当しない業務」についてはP8を参照）

業種毎に作成
該当するものを○で囲む

(建設工事の種類)		管		工事		(税込・税抜)							
注文者	元請又は下請の別	JVの別	工事名	工事現場のある都道府県及び市区町村名	配置技術者		請負代金の額	工 期					
					氏名	主任技術者又は監理技術者の別（該当箇所に印を記載）		着工年月日	完成又は完成予定年月				
A	下請		A邸厨房設備工事	新潟県〇〇市	〇〇〇〇	レ	1,000千円	令和〇年〇月	令和〇年〇月				
〇〇〇〇	下請		〇〇〇工事	新潟県〇〇市	〇〇〇〇	レ	500千円	令和〇年〇月	令和〇年〇月				
小計							4件	6,500千円			うち 元請工事	6,000千円	
合計							10件	12,100千円			うち 元請工事	6,000千円	

新潟市の場合は、区まで記入

「小計」欄は、ページごとに記入した工事の件数及び完工高の額の合計を記入
「その他」としてまとめて記入した工事は、「小計」に含めない。

個人の氏名が特定されないよう記入に注意
工事名は場所、内容を具体的に記入
例 注文者「A」、工事名「A邸* *工事」等

元請工事の完工高を記入

「合計」欄は、当該業種に関わる合計を記入。直前3年の各事業年度における工事施工金額の各建設工事の金額と一致する。

記載要領

- 1 この表は、法別表第一の上欄に掲げる建設工事の種類ごとに作成すること。
- 2 「税込・税抜」については、該当するものに丸を付すこと。
- 3 この表には、申請又は届出をする日の属する事業年度の前事業年度に完成した建設工事（以下「完成工事」という。）及び申請又は届出をする日の属する事業年度の前事業年度末において完成していない建設工事（以下「未成工事」という。）を記載すること。

記載を要する完成工事及び未成工事の範囲については、以下のとおりである。

(1) 経営規模等評価の申請を行う者の場合

- ① 元請工事（発注者から直接請け負った建設工事をいう。以下同じ。）に係る完成工事（工事進行基準を採用している場合又は会社が顧客との契約に基づく義務の履行の状況に応じた当該契約から生ずる収益を認識する場合）にあつては、完成工事及び未成工事（以下同じ。）について、当該完成工事に係る請負代金の額（工事進行基準を採用している場合又は会社が顧客との契約に基づく義務の履行の状況に応じて当該契約から生ずる収益を認識する場合）にあつては、完成工事高。以下同じ。）の合計額のおおむね7割を超えるところまで、請負代金の額の大きい順に記載すること（令第1条の2第1項に規定する建設工事については、10件を超えて記載することを要しない）。ただし、当該完成工事に係る請負代金の額の合計額が1,000億円を超える場合には、当該額を超える部分については記載を要しない。
- ② それに続けて、既に記載した元請工事以外の元請工事及び下請工事（下請負人として請け負った建設工事をいう。以下同じ。）に係る完成工事について、すべての完成工事に係る請負代金の額の合計額のおおむね7割を超えるところまで、請負代金の額の大きい順に記載すること（令第1条の2第1項に規定する建設工事については、10件を超えて記載することを要しない）。ただし、すべての完成工事に係る請負代金の額の合計額が1,000億円を超える場合には、当該額を超える部分については記載を要しない。
- ③ さらに、それに続けて、主な未成工事について、請負代金の額の大きい順に記載すること。

(2) 経営規模等評価の申請を行わない者の場合

- 4 下請工事については、「注文者」の欄には当該下請工事の直接の注文者の商号又は名称を記載し、「工事名」の欄には当該下請工事の名称を記載すること。
- 5 「元請又は下請の別」の欄は、元請工事については「元請」と、下請工事については「下請」と記載すること。
- 6 「注文者」及び「工事名」の記入に際しては、その内容により個人の名が特定されることのないよう十分に留意すること。
- 7 「JVの別」の欄は、共同企業体（JV）として行つた工事について「JV」と記載すること。
- 8 「配置技術者」の欄は、完成工事について、法第26条第1項又は第2項の規定により各工事現場に置かれた技術者の氏名及び主任技術者又は監理技術者の別を記載すること。また、当該工事の施工中に配置技術者の変更があつた場合には、変更前の者も含むすべての者を記載すること。監理技術者補佐を置いた場合又は特定専門工事に該当し主任技術者を配置しなかつた場合はその旨を記載すること。
- 9 「請負代金の額」の欄は、共同企業体として行つた工事については、共同企業体全体の請負代金の額に出資の割合を乗じた額又は分担した工事額を記載すること。また、工事進行基準を採用している場合には、当該工事進行基準が適用される完成工事について、会社が顧客との契約に基づく義務の履行の状況に応じて当該契約から生ずる収益を認識する場合には、当該契約に係る完成工事高について、その完成工事高を括弧書で付記すること。
- 10 「請負代金の額」のうち、PC、法面処理、鋼橋上部」の欄は、次の表の（一）欄に掲げる建設工事について工事経歴書を作成する場合において、同表の（二）欄に掲げる工事があるときに、同表の（三）欄に掲げる略称に丸を付し、工事ごとと同表の（二）欄に掲げる工事に該当する請負代金の額を記載すること。

(一)	(二)	(三)
土木一式工事	プレストレストコンクリート構造物工事	PC
とび・土工・コンクリート工事	法面処理工事	法面処理
鋼構造物工事	鋼橋上部工事	鋼橋上部

- 11 「小計」の欄は、ページごとの完成工事の件数の合計並びに完成工事及びそのうちの元請工事に係る請負代金の額の合計及び10により「PC」、「法面処理」又は「鋼橋上部」について請負代金の額を区分して記載した額の合計を記載すること。
- 12 「合計」の欄は、最終ページにおいて、すべての完成工事の件数の合計並びに完成工事及びそのうちの元請工事に係る請負代金の額の合計及び10により「PC」、「法面処理」又は「鋼橋上部」について請負代金の額を区分して記載した額の合計を記載すること。

【記載例】直前3年の各事業年度における工事施工金額（様式第3号）

様式第三号（第二条、第十三条の二、第十三条の三関係）

工事経歴書と一致

（用紙A4）

許可を受けている全ての業種について記入
※実績がない業種も金額を「0」として記入してください。

直前3年の各事業年度における工事施工金額

（税込 税抜 / 単位：千円）

事業年度	注文者の区分		許可に係る建設工事の施工金額			その他の建設工事の施工金額	合計
			土木一式工事	建築一式工事	管工事		
第10期 令和4年4月1日から 令和5年3月31日まで	元請	公共	0	0	0	0	0
		民間	5,000	5,000	1,000	1,000	12,000
	下請		2,000	0	1,000	1,000	4,000
	計		7,000	5,000	2,000	2,000	16,000
第11期 令和5年4月1日から 令和6年3月31日まで	元請	公共	0	0	0	0	0
		民間	10,000	10,000	0	500	20,500
	下請		4,000	0	2,000	0	6,000
	計		14,000	10,000	2,000	500	26,500
第12期 令和6年4月1日から 令和7年3月31日まで	元請	公共	0	0	0	0	0
		民間	33,000	17,500	0	0	50,500
	下請		2,000	52,500	32,000	0	86,500
	計		35,000	70,000	32,000	0	137,000
	元請	公共					
	元請	民間					
	下請						
	計						

直前の決算期から起算して過去3年間分を記入
※過去3年間で決算期を変更した場合は、記入する事業年度は4期に渡る場合があります。

各業種の工事経歴書の合計額と一致

許可を有しない建設工事の施工金額の合計を記入

損益計算書の「完成工事高」と一致

【その他記入上のルール】
・業種追加、般特新規の場合、追加する業種についての実績を記入し、それ以外の業種（既に許可を受けている業種）については「その他の建設工事の施工金額」欄にまとめて記入すること。
・許可を受けている業種が5業種以上の場合は、複数ページに分けて記入すること。このとき、「その他の建設工事の施工金額」及び「合計」欄は、最終ページのみに記入すること。

【記載例】使用人数（様式第4号）

様式第四号（第二条、第十三条の二、第十三条の三関係）

※「使用人」は、役員、職員を問わず雇用期間を特に限定することなく雇用された者（申請者が法人の場合は常勤の役員を、個人の場合はその事業主を含む）をいいます。

(用紙A4)

令和 ○ 年 ○ 月 ○ 日

使 用 人 数

営業所の名称	技術関係使用人		事務関係使用人	合計
	建設業法第7条第2号イ、ロ若しくはハ又は同法第15条第2号イ若しくはハに該当する者	その他の技術関係使用人		
本店	2人	10人	2人	14人
長岡営業所	1人	2人	1人	4人
各営業所に所属する技術者のうち、許可に係る営業所技術者等の要件を満たす者の数を記入		各営業所に所属する技術者のうち、許可に係る営業所技術者等の要件を満たさない者の数を記入		
許可申請の場合は「当該申請をする日」、決算変更届の場合は「当該事業年度の終了の日」において建設業に従事している使用人数を記入 ※兼業であるリース業、不動産賃貸業等に専任している方は使用人数に含みません。				
合計	3人	12人	3人	18人

合計も忘れずに記入

【記載例】誓約書（様式第6号）

様式第六号（第二条、第十三条の二、第十三条の三関係）

※許可後に欠格事由に該当することが判明した場合は許可取消しとなるため、誓約書を作成するにあたり、建設業法第8条の各号に該当しないことを必ず確認してください。

用紙A4)

誓 約 書

{ 申請者
譲受人
合併存続法人
分割承継法人 }、 { 申請者
譲受人
合併存続法人
分割承継法人 } の役員等及び建設業法施行令第3条に規定する使

用人並びに法定代理人及び法定代理人の役員等は、建設業法第8条各号（同法第17条において準用される場合を含む。）に規定されている欠格要件に該当しないことを誓約します。

令和 ○ 年 ○ 月 ○ 日

申請者
譲受人
合併存続法人
分割承継法人

新潟市中央区新光町4-1
新潟県庁建設（株）
代表取締役 新潟 太郎

地方整備局長
北海道開発局長
新潟県知事 殿

※法人の場合は法人の代表者、個人の場合は事業主が誓約してください。

記載要領

{ 申請者
譲受人
合併存続法人
分割承継法人 }、 「 申請者
譲受人
合併存続法人
分割承継法人 」 「 地方整備局長
北海道開発局長
知事 」 については不要なものを消すこと

「常勤役員等（経營業務の管理責任者等）証明書」の記入方法等について
 【建設業法施行規則第7条第1号イ（1）に該当する場合の例】

- 各項目について、以下を参考に記入してください。
- 添付が必要な確認資料の詳細については、「Ⅷ 確認資料等」をご確認ください。

ケース 第7号様式 の項目		申請者（届出者）が個人事業主の場合		申請者（届出者）が法人の場合		
		①自らの事業主経験で証明する場合	②法人の役員等の経験で証明する場合	③自社での役員等の経験で証明する場合	④他社での役員等の経験で証明する場合	⑤個人事業主であった経験で証明する場合
(1)	役職名等	事業主	当該法人での役職名（取締役、等）	(代表) 取締役	当該他社法人での役職名（取締役、等）	元事業主
	証明者と被証明者との関係	本人	元役員	役員	元役員	本人
	備考	・証明しようとする法人（事業主）が建設業許可業者の場合は、「許可番号」「許可年月日」「許可業種」を記入 ・証明しようとする法人（事業主）で、役職名が変更になった場合は、就任の「日付」と「役職名」を記入（例） 平成29年4月1日取締役、令和2年4月1日代表取締役				
	証明者	事業主	当該法人の代表者	法人の代表者	当該他社法人の代表者	元事業主
(2)	申請者・届出者	事業主	事業主	法人の代表者	法人の代表者	法人の代表者
	役職等	「本人」	「本人」	「の常勤の役員」	「の常勤の役員」	「の常勤の役員」

<添付が必要な確認書類> **更新、業種追加、般特新規の場合は不要です。**

建設業を営んでいたことを確認する資料（5年分）	① 証明期間において、建設業許可を有していた場合 建設業許可通知書又は受付印の押印された建設業許可申請書等（新潟県知事許可は省略可） ② 証明期間において、建設業許可を有していなかった場合 証明期間分の建設業に関する「5年分の工事請負契約書等の写し」等 ③ 大臣認定の場合 認定証の写し					
経營業務を管理していた経験を確認する資料	5年分の確定申告書（第一表及び第二表）の写し、又は5年分の所得稅青色申告決算書の写し	当該法人の登記事項証明書（5年以上の役員経験が確認できるもの） ※履歴事項全部証明書で証明する期間の始期が確認できない場合は、閉鎖事項全部証明書が必要	登記事項証明書（5年以上の役員経験が確認できるもの） ※履歴事項全部証明書で証明する期間の始期が確認できない場合は、閉鎖事項全部証明書が必要	当該法人の登記事項証明書（5年以上の役員経験が確認できるもの） ※履歴事項全部証明書で証明する期間の始期が確認できない場合は、閉鎖事項全部証明書が必要	当該事業主の5年分の確定申告書（第一表及び第二表）の写し、又は5年分の所得稅青色申告決算書の写し	
留意事項	・「5年分の工事請負契約書等の写し」とは、1年1件、計5件分を指します。このとき、当該「5年分」は証明期間に含まれる年数としてください。 ・個人事業主での経験の場合、「建設業を営んでいたことを確認する資料」と「経營業務を管理していた経験を確認する資料」の年数は一致させてください（前者が令和2年から令和6年のものであるとき、後者もその年のものを提出してください）。					

「常勤役員等（経營業務の管理責任者等）証明書」の記入方法等について
【建設業法施行規則第7条第1号イ（3）に該当する場合の例】

- ※ 建設業法施行規則第7条第1号イ（2）に該当する場合については、別途ご相談ください。
- 各項目について、以下を参考に記入してください。
- 添付が必要な確認資料の詳細については、「Ⅷ 確認資料等」をご確認ください。

ケース 第7号様式 の項目	申請者（届出者）が個人事業主の場合		申請者（届出者）が法人の場合			
	①専従者であったときの 経験で証明する場合	②法人での経營業務管 理責任者の補佐経験で 証明する場合	③自社での経營業務管 理責任者の補佐経験で 証明する場合	④他社での経營業務管 理責任者の補佐経験で 証明する場合	⑤個人事業主の専従者 であったときの経験で 証明する場合	
役職名等	専従者	当該法人での 役職名 (○○部長、等)	自社での役職名 (○○部長、等)	当該他社法人での 役職名 (○○部長、等)	専従者	
証明者と 被証明者 との関係	元専従者	元従業員	従業員	元従業員	元専従者	
(1) 備考	・証明しようとする法人（事業主）が建設業許可業者の場合は、「許可番号」「許可年月日」「許可業種」を記入 ・証明しようとする法人（事業主）で、役職名が変更になった場合は、就任の「日付」と「役職名」を記入（例）平成29年4月1日取締役、令和2年4月1日代表取締役					
証明者	専従者であったときの 個人事業主	当該法人の代表者	法人の代表者	当該他社法人の 代表者	専従者であったときの 個人事業主	
(2) 申請者・ 届出者	事業主	事業主	法人の代表者	法人の代表者	法人の代表者	
役職等	「本人」	「本人」	「の常勤の役員」	「の常勤の役員」	「の常勤の役員」	

<添付が必要な確認書類> **更新、業種追加、般特新規の場合は不要です。**

建設業を営んでいた ことを確認する資料 (6年分)	① 証明期間において、建設業許可を有していた場合 建設業許可通知書又は受付印の押印された建設業許可申請書等（新潟県知事許可は省略可） ② 証明期間において、建設業許可を有していなかった場合 証明期間分の建設業に関する「6年分の工事請負契約書等の写し」等 ③ 大臣認定の場合 認定証の写し					
経營業務管理責任者 に準ずる地位にあっ たことを確認する資料 (6年分)	専従者だった期間の個人 事業主の6年分の確定 申告書（第一表及び 第二表）の写し（事業 専従者に被証明者の氏 名の記載があるものに 限る）	当該法人の組織図 ※証明対象期間の組織 図が必要。証明期間中 に組織改編が生じた場 合は、各時点の組織図 が必要。	自社の組織図 ※証明対象期間の組織 図が必要。証明期間中 に組織改編が生じた場 合は、各時点の組織図 が必要。	当該他社法人の組織図 ※証明対象期間の組織 図が必要。証明期間中 に組織改編が生じた場 合は、各時点の組織図 が必要。	専従者だった期間の個人 事業主の6年分の確定 申告書（第一表及び 第二表）の写し（事業 専従者に被証明者の氏 名の記載があるものに 限る）	
経營業務管理責任者 を補佐していたこと を確認する資料 ※経營業務全般につ いて従事した経験が あることがわかるも のが必要	不要	当該法人の業務分掌規 定等、業務内容と権限 が確認できる資料	自社の業務分掌規定 等、業務内容と権限が 確認できる資料	当該他社法人の業務分 掌規定等、業務内容と 権限が確認できる資料	不要	
留意事項	・「6年分の工事請負契約書等の写し」とは、1年1件、計6件分を指します。このとき、当該「6年分」は証明期間 に含まれる年数としてください。 ・各確認資料の年数は一致させてください（例えば、「建設業を営んでいたことを確認する資料」が令和2年から令和 7年のものであるとき、その他の確認資料もその年のものを提出してください）。 ・組織図上、経營業務管理責任者（取締役）に次ぐ順位であることがわからない場合は「準ずる地位」にあるとは認め られません。 ・業務分掌規程等により、経營業務全般について経營業務管理責任者を補佐した経験があると判断できない場合は、経 營業務管理責任者を補佐していた経験があるとは認められません（例えば、『「工事部長」という立場で技術者の配置 等について経營業務管理責任者を補佐していたが、職責上同じ地位にある「総務部長」が建設工事の施工に必要とされ る資金の調達等について補佐していた』場合、当該「工事部長」は経營業務全般について補佐していた経験があると認 められません）。					

【記載例】常勤役員等の略歴書（様式第7号別紙）

別紙

(用紙A4)

※この様式は「経營業務の管理責任者」についてのみ作成してください。なお、経營業務の管理責任者以外の役員等については、様式第12号の作成が必要です。

常勤役員等の略歴書

「登記されていないことの証明書」の住所と一致

現住所	新潟市中央区新光町4-3		
氏名	長岡 次郎	生年月日	昭和30年 1月 2日生
職名	代表取締役		
職歴	期間	従事した職務内容	
	自 昭和49年 4月 1日	新潟県庁建設(株) 入社	
	至 年 月 日		
	自 平成25年 1月 1日	新潟県庁建設(株) 取締役	
	至 令和2年 3月 31日		
	自 令和2年 4月 1日	新潟県庁建設(株) 代表取締役 現在に至る	
	至 年 月 日		
	自 年 月 日		
	至 年 月 日		
	自 年 月 日		
	至 年 月 日		
	自 年 月 日		
	至 年 月 日		
	賞罰	年 月 日	賞罰の内容
賞		なし	
罰			
上記のとおり相違ありません。			
令和 〇 年 〇 月 〇 日		氏名	長岡 次郎

学校卒業後、現在に至るまでの職歴を記入(建設業に関する職歴は全て記入)

「常勤役員等(経營業務の管理責任者等)証明書(様式第7号)」の内容との整合性を確認

申請日より過去10年以内に受けた建設業の行政処分、及び行政罰、その他の賞罰も記入(該当がない場合は「なし」と記入)

代表者の氏名ではなく、常勤役員等(経營業務の管理責任者)本人の氏名を記入
※代表者が経營業務の管理責任者を兼ねる場合は、代表者の氏名となります。

記載要領

※ 「賞罰」の欄は、行政処分等についても記載すること。

※第三面（労務管理の業務経験を有する者）、第四面（業務運営の業務経験を有する者）は、1人が複数の経験を有し、各業務経験の補佐する者を兼ねる場合でも、第二面に準じて、同様に作成して提出してください。

(用紙A4)

(第二面)

(3) 下記の者は、次のとおり5年以上の建設業の財務管理の業務経験を有し、上記の常勤役員等を直接に補佐する者として適切に配置するものであることに相違ありません。

「財務管理」「労務管理」「業務運営」の経験について、1人が複数の経験を有する場合、各業務経験の補佐する者を兼ねることが可能

令和 〇 年 〇 月 〇 日

地方整備局長
北海道開発局長
新潟県知事 殿

申請者
届出者

新潟市中央区新光町4-1
新潟県庁建設(株)
代表取締役 新潟 太郎

役職名等

財務部長

経験年数

令和2年 1月から 令和7年 3月まで 満 5年 2月

証明者と被証明者との関係

社員

備考

「1」：新規、許可換え新規、承継認可の場合
「2」：直接に補佐する者の変更を行う場合
「3」：更新の場合

※第一面の常勤役員等を「直接に補佐する者」として、当該常勤役員等に次ぐ職制上の地位ある者でなければなりません（一般の従業員と変わらない立場である場合は、「直接に補佐する者」には該当しません）。

申請又は届出の区分

2 2 1

(1. 新規 2. 変更 3. 常勤役員等を直接に補佐する者の更新等)

変更の年月日

令和 年 月 日

※以降については、様式第7号の記載例に準じて作成してください。

大臣コード
知事

許可番号

2 3 3

国土交通大臣許可(一般-) 第 5 10 号

許可年月日

令和 11 13 15 年 月 日

記

◎【新規・変更後・常勤役員等を直接に補佐する者の更新等】

氏名のフリガナ

2 4 ショ

元号〔令和R、平成H、昭和S、大正T、明治M〕

氏名

2 5 上越花子

生年月日 13 14 16 18 年 月 日 S 4 0 年 0 4 月 0 1 日

住所

新潟市中央区新光町4-4

◎【変更前】

氏名

2 6

元号〔令和R、平成H、昭和S、大正T、明治M〕

生年月日 13 14 16 18 年 月 日

備考

常勤役員等を直接に補佐する者の略歴については、別紙による。

【記載例】常勤役員等の略歴書（様式第7号の2別紙1）

別紙一 ※この様式は、「経營業務の管理責任者を直接に補佐する者」を設置する場合の「経營業務の管理責任者」について作成してください。（用紙A4）

常勤役員等の略歴書

現住所	新潟市中央区新光町4-4		
氏名	長岡 太郎	生年月日	昭和30年 1月 2日生
職名	取締役		
職歴	期間	従事した職務内容	
	自 昭和52年 4月 1日	新潟県庁建設(株) 入社	
	至 年 月 日		
	自 令和2年 1月 1日	新潟県庁建設(株) 取締役 現在に至る	
	至 年 月 日		
	自 年 月 日	※ロ(1) 該当で申請する場合、建設業における2年以上の役員等経験のほか、役員等に次ぐ職制上の地位にあつて財務管理、労務管理又は業務運営の管理経験が分かるように記入してください。	
	至 年 月 日		
	自 年 月 日	※以降については、様式第7号別紙の記載例に準じて作成してください。	
	至 年 月 日		
	自 年 月 日		
	至 年 月 日		
	自 年 月 日		
	至 年 月 日		
	自 年 月 日		
	至 年 月 日		
自 年 月 日			
至 年 月 日			
賞罰	年 月 日	賞罰の内容	
		なし	
上記のとおり相違ありません。			
令和 ○ 年 ○ 月 ○ 日		氏名 長岡 太郎	

記載要領

※ 「賞罰」の欄は、行政処分等についても記載すること。

【記載例】常勤役員等を直接に補佐する者の略歴書（様式第7号の2別紙2）

別紙二

※この様式は、「経營業務の管理責任者を直接に補佐する者」を設置する場合の「補佐する者」について作成してください。

(用紙A4)

常勤役員等を直接に補佐する者の略歴書

現住所	新潟市中央区新光町4-4		
氏名	上越 花子	生年月日	昭和40年 4月 1日生
職名	財務部長		
職歴	期間	従事した職務内容	
	自 昭和62年 4月 1日	新潟県庁建設(株) 入社	
	至 年 月 日		
	自 令和2年 1月 1日	新潟県庁建設(株) 財務部長 現在に至る	
	至 年 月 日		
	自 年 月 日		
	至 年 月 日		
	自 年 月 日		
	至 年 月 日		
	自 年 月 日		
	至 年 月 日		
	自 年 月 日		
	至 年 月 日		
	自 年 月 日		
	至 年 月 日		
賞罰	年 月 日	賞 罰 の 内 容	
		なし	
上記のとおり相違ありません。			
令和 ○ 年 ○ 月 ○ 日		氏名	上越 花子

記載要領

※ 「賞罰」の欄は、行政処分等についても記載すること。

【記載例】健康保険等の加入状況（様式第7号の3）

様式第七号の三（第三条、第七条の二関係）

（用紙A4）

健康保険等の加入状況

- (1) 健康保険等の加入状況は下記のとおりです。
- (2) 下記のとおり、健康保険等の加入状況に変更があつたので、提出します。

令和 ○ 年 ○ 月 ○ 日

地方整備局長
北海道開発局長
新潟県知事 殿

該当する方に○
(1) : 新規、許可換え新規、般特新規、更新、業種追加
(2) : 変更

申請者
届出者
新潟県新潟市中央区新光町4-1
新潟県庁建設株式会社
代表取締役 新潟太郎

新規の場合は記入不要

許可年月日

許可番号 国土交通大臣 許可（般特）第 _____ 号 令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日

（営業所毎の保険の加入状況）

営業所の名称	従業員数	保険の加入状況			事業所整理記号等	
		健康保険	厚生年金保険	雇用保険	健康保険	厚生年金保険
本店	20人 (3人)	1	1	1	健康保険	99アイウ99999
					厚生年金保険	99アイウ99999
					雇用保険	153*****
長岡営業所	10人 (0人)	3	3	3	健康保険	本店一括
					厚生年金保険	本店一括
					雇用保険	本店一括
	() 人				健康保険	
					厚生年金保険	
					雇用保険	
					健康保険	
					厚生年金保険	
					雇用保険	
合計	30人 (3人)					

1 : 加入
2 : 適用除外（建業国保等に加入の場合、又は個人事業主で従業員が4人以下の場合等）
3 : 一括適用の承認又は継続事業の一括の認可
※詳細は次ページの表を参照ください。

法人にあっては非常勤を含む役員等、個人にあっては事業主を含めてすべての従業員数（建設業以外に従事する者を含む）を記入
※（ ）内には、役員（代表者や非常勤役員も含む）又は個人事業主（同居親族である従業員も含む）、短時間勤務の従業員等、適用除外となる人数を記入してください。

合計も忘れずに記入

【健康保険、厚生年金保険】
事業所整理記号及び事業所番号を記入
【雇用保険】
労働保険番号を記入（労災保険ではないため要注意）

※協会けんぽの場合で、健康保険と厚生年金に共に加入しているときは、健康保険と厚生年金保険の欄は同一の記号・番号となります。
※協会けんぽ以外の健康保険組合に加入している場合は、健康保険の欄は当該保険組合の名称を記入してください。（例）新潟県建業国民健康保険組合
※支店等において、一括適用の承認又は認可を得ている支店等の場合（加入状況が「3」の場合、「本店一括」と記入してください。
※各種保険について、その加入を確認できる資料の提出が必要です。詳細は「Ⅷ 確認資料等」をご確認ください。

様式第7号の3の「保険の加入状況」の記入パターン例

雇用状況等	社会保険		雇用保険	備 考
	健康保険	厚生年金保険		
個人事業所 (従業員が4人以下)				
事業主及び同居親族のみの場合	2	2	2	同居親族の雇用形態により雇用保険への加入が必要となる場合があります。
事業主、同居親族以外に従業員がいる場合	2	2	1	
個人事業所 (従業員が5人以上)				
従業員を雇用する場合	1	1	1	
国民健康保険組合に加入し、適用除外の承認を受けている場合	2	1	1	健康保険のみ適用除外となるため、厚生年金には加入しなければなりません。
法人				
従業員を雇用する場合	1	1	1	健康保険は、協会けんぽ又は健康保険組合等に加入が必要です。
役員のほか、同居親族のみの場合	1	1	2	
雇用保険加入対象外の従業員のみを雇用する場合	1	1	2	
国民健康保険組合に加入し、適用除外の承認を受けている場合	2	1	1	
役員のみ（役員報酬あり）の場合	1	1	2	
役員のみ（役員報酬なし）の場合	2	2	2	

【参考】

- 健康保険組合（健康保健の加入状況欄の数字は「1」になります）
 全国健康保険協会（協会けんぽ）、日本金型工業健康保険組合など同種・同業の事業所が集まって設立した健康保険組合をいいます。
- 国民健康保険組合（健康保険の加入状況欄の数字は「2」になります）
 全国建設工事業国民健康保険組合、新潟県建築国民健康保険組合、全国左官タイル塗装業国民健康保険組合など建設業に従事する従業員等を組合員として組織された国民健康保険法上の公法人をいいます。
- 一括適用
 本社・本店で人事、給与等が集中的に管理されており、事業主が同一である等、一定の基準を満たす場合には、厚生労働大臣の承認を受け、本社・本店について支社・営業所等を含めた一つの適用事業所とすることができます。この場合、各支社・営業所等の加入状況欄には「3」を記入し、「事業所整理番号等」欄には「本社一括」などと記入してください。
- 加入に関する確認
 社会保険に関しては年金事務所に、雇用保険に関してはハローワークに確認してください。
- 適用除外
 従業員であっても、雇用形態によっては社会保険及び雇用保険の適用除外となる場合がありますので、適用の可否については上記4に記載の各機関に確認してください。

【記載例】 営業所技術者等証明書（新規・変更）（様式第8号）

新規、許可換え新規、新たに営業所技術者を追加して業種追加する場合【区分1】

様式第八号（第三条関係）

(用紙A4)

00003

(1) に○

営業所技術者等証明書（新規・変更）

- (1) 下記のとおり、建設業法第7条第2号、建設業法第15条第2号に規定する営業所技術者等を営業所に置いていることに相違ありません。
- (2) 下記のとおり、営業所技術者等の交替に伴う削除の届出をします。

一般建設業の場合は下段を、特定建設業の場合は上段を削除
(両方に該当する場合は削除不要)

令和 〇 年 〇 月 〇 日

地方整備局長
北海道開発局長
新潟県知事 殿

申請者
届出者
新潟市中央区新光町4-1
新潟県庁建設(株)
代表取締役 新潟 水部

区分 項番 6 1 1 (1. 新規許可等 2. 営業所技術者等の担当業種又は有資格区分の変更 3. 営業所技術者等の追加 4. 営業所技術者等の交替に伴う削除 5. 営業所技術者等が置かれる営業所のみの変更)

大臣コード

許可番号 6 2 3 3 国土交通大臣 新潟県知事 許可(一般)第 5 6 7 8 9 10 号 令和 11 年 13 月 15 日 許可年月日

新規の場合は不要

氏名 項番 フリガナ (フリガナ) サド シロウ 元号〔平成H、昭和S、大正T、明治M〕

6 3 サド 佐 渡 四 郎 生年月日 S 40 年 01 月 04 日

土 建 大 左 と 石 屋 電 管 夕 鋼 筋 舗 し ゆ 板 方 塗 防 内 機 絶 通 園 井 具 水 消 清 解

今後担当する建設工事の種類 6 4 9 9 10 7

現在担当している建設工事の種類

有資格区分 6 5 1 3 2 0 2 9

変更、追加又は削除の年月日 令和 年 月 日 記入不要

営業所技術者等住所 新潟市中央区新光町4-5 営業所の名称(旧所属) 本店

「有資格コード一覧表」を参考に、該当する番号を記入
※営業所技術者等一覧表(様式第1号別紙四)と同じ番号になります。

氏名 項番 フリガナ (フリガナ) カシワザキ コロウ 元号〔平成H、昭和S、大正T、明治M〕

6 3 カシ 柏 崎 五 郎 生年月日 S 40 年 01 月 05 日

土 建 大 左 と 石 屋 電 管 夕 鋼 筋 舗 し ゆ 板 方 塗 防 内 機 絶 通 園 井 具 水 消 清 解

今後担当する建設工事の種類 6 4 4

現在担当している建設工事の種類

有資格区分 6 5 0 2

変更、追加又は削除の年月日 令和 年 月 日

営業所技術者等住所 長岡市四郎丸町173-1 営業所の名称(旧所属) 長岡営業所

氏名 項番 フリガナ (フリガナ) 元号〔平成H、昭和S、大正T、明治M〕

6 3 生年月日 年 月 日

土 建 大 左 と 石 屋 電 管 夕 鋼 筋 舗 し ゆ 板 方 塗 防 内 機 絶 通 園 井 具 水 消 清 解

今後担当する建設工事の種類 6 4

現在担当している建設工事の種類

有資格区分 6 5

変更、追加又は削除の年月日 令和 年 月 日

営業所技術者等住所 営業所の名称(旧所属) 営業所の名称(新所属)

【記載例】 営業所技術者等証明書（新規・変更）（様式第8号）

既に営業所技術者である者での般特新規、業種追加の場合【区分1】

様式第八号（第三条関係）

(用紙A4)

00003

(1) に〇

営業所技術者等証明書（新規・変更）

- (1) 下記のとおり、
 (2) 下記のとおり、

一般建設業の場合は下段を、特定建設業の場合は上段を削除
 (両方に該当する場合は削除不要)

令和 〇 年 〇 月 〇 日

地方整備局長
 北海道開発局長
 新潟県知事

新潟市中央区新光町4-9
 (株)新潟県庁工業
 代表取締役 新潟 三郎

申請者 届出者

区 分 項番 3 6 1 1 (1. 新規許可等 2. 営業所技術者等の担当業種又は有資格区分の変更 3. 営業所技術者等の追加 4. 営業所技術者等の交替に伴う削除 5. 営業所技術者等が置かれる営業所のみの変更)

大臣 知事 コード

許可年月日 11 13 15 令和 03 年 10 月 01 日

許可番号 6 2 1 5 国土交通大臣 新潟県知事 許可(般特)第 9999999 号

① 一般建設業の一部業種を特定建設業へ切り替える場合(般特新規)

氏名 項番 フリガナ (フリガナ) ムラカミ カズオ 元号〔平成H、昭和S、大正T、明治M〕

6 3 3 5 10 15 18 20 生年月日 S 40 年 01 月 05 日

今後担当する建設工事の種類 6 4 3 5 10 15 20 25 30

現在担当している建設工事の種類 7 7

有資格区分 1 2 3 4 5 6 7 8 6 5 3 7 3 0

変更、追加又は削除の年月日 令和 年 月 日 記入不要

営業所技術者等の住所 新潟市中央区新光町4-5

営業所の名称 (旧所属) 本店 両方記入

営業所の名称 (新所属) 本店

「有資格コード一覧表」を参考に、該当する番号を記入
 ※営業所技術者等一覧表(様式第1号別紙四)と同じ番号になります。

② 他業種を追加する場合

氏名 項番 フリガナ (フリガナ) セキカワ カズコ 元号〔平成H、昭和S、大正T、明治M〕

6 3 3 5 10 15 18 20 生年月日 S 40 年 01 月 06 日

今後担当する建設工事の種類 6 4 3 5 10 15 20 25 30

現在担当している建設工事の種類 7 7

有資格区分 1 2 3 4 5 6 7 8 6 5 3 8 2 9

変更、追加又は削除の年月日 令和 年 月 日

営業所技術者等の住所 新潟市中央区新光町4-6

営業所の名称 (旧所属) 本店

営業所の名称 (新所属) 本店

【記載例】 営業所技術者等証明書（新規・変更）（様式第8号）

営業所技術者等の交替に伴う削除【区分4】

様式第八号（第三条関係）

※営業所技術者を交替、改姓・改名する場合は、「営業所技術者等の追加【区分3】」の証明書も必要です。

(用紙A4)

00003

削除の場合は(2)に○

営業所技術者等証明書（新規・変更）

- (1) 下記のとおり、建設業法第7条第2号、建設業法第15条第2号に規定する営業所技術者等に置いていることに相違ありません。
 (2) 下記のとおり、営業所技術者等の交替に伴う削除の届出をします。

一般建設業の場合は下段を、特定建設業の場合は上段を削除（両方に該当する場合は削除不要）

令和 〇 年 〇 月 〇 日

地方整備局長
北海道開発局長
新潟県知事 殿

申請者
届出者
新潟市中央区新光町4-9
(株)新潟県庁工業
代表取締役 新潟 三郎

区分 6 1 4 (1. 新規許可等 2. 営業所技術者等の担当業種又は有資格区分の変更 3. 営業所技術者等の追加 4. 営業所技術者等の交替に伴う削除 5. 営業所技術者等が置かれる営業所のみの変更)

大臣 コード
知事

許可年月日

許可番号 6 2 1 5 国土交通大臣 新潟県知事 許可 (一般特 0 3) 第 1 1 1 1 1 1 号 令和 0 4 年 1 0 月 0 1 日

記

氏名 項番 フリガナ (フリガナ) ムラカミ カズオ 元号〔令和R、平成H、昭和S、大正T、明治M〕
 6 3 3 5 10 15 18 20
 6 3 ムラカミ カズオ 生年月日 5 4 0 1 0 5 日
 土 建 大 左 と 右 屋 電 管 夕 鋼 筋 舗 し ゆ 板 材 塗 防 内 機 絶 通 園 井 具 水 消 清 解
 今後担当する建設工事の種類 6 4 3 5 10 15 20 25 30
 現在担当している建設工事の種類 7 7
 有資格区分 6 5 1 2 3 4 5 6 7 8
 3 8 2 7
 変更、追加又は削除の年月日 令和 〇 年 〇 月 〇 日 削除日も忘れずに記入
 営業所技術者等の住所 新潟市中央区新光町4-5 営業所の名称 (旧所属) 本店 (旧所属)にのみ記入

※注意！
 営業所技術者等の削除により当該業種の有資格者が他にいない場合、その業種は「廃業」となります。この場合は「様式第8号」ではなく「様式第22号の3」の届出書が必要となる他、「様式第22号の4」の廃業届の提出が必要です。

氏名 項番 フリガナ (フリガナ) 元号〔令和R、平成H、昭和S、大正T、明治M〕
 6 3 3 5 10 15 18 20
 6 3 生年月日 年 月 日
 土 建 大 左 と 右 屋 電 管 夕 鋼 筋 舗 し ゆ 板 材 塗 防 内 機 絶 通 園 井 具 水 消 清 解
 今後担当する建設工事の種類 6 4 3 5 10 15 20 25 30
 現在担当している建設工事の種類
 有資格区分 6 5 1 2 3 4 5 6 7 8
 3 5
 変更、追加又は削除の年月日 令和 年 月 日 営業所の名称 (旧所属)
 営業所技術者等の住所 営業所の名称 (新所属)

氏名 項番 フリガナ (フリガナ) 元号〔令和R、平成H、昭和S、大正T、明治M〕
 6 3 3 5 10 15 18 20
 6 3 生年月日 年 月 日
 土 建 大 左 と 右 屋 電 管 夕 鋼 筋 舗 し ゆ 板 材 塗 防 内 機 絶 通 園 井 具 水 消 清 解
 今後担当する建設工事の種類 6 4 3 5 10 15 20 25 30
 現在担当している建設工事の種類
 有資格区分 6 5 1 2 3 4 5 6 7 8
 3 5
 変更、追加又は削除の年月日 令和 年 月 日 営業所の名称 (旧所属)
 営業所技術者等の住所 営業所の名称 (新所属)

【記載例】 営業所技術者等証明書（新規・変更）（様式第8号）

営業所技術者等が置かれる営業所のみ変更【区分5】

様式第八号（第三条関係）

※現在担当している建設業の種類はそのまま、配置する営業所のみを変更する場合に提出するものです。

(用紙A4)

00003

(1)に〇

営業所技術者等証明書（新規・変更）

- (1) 下記のとおり、建設業法第7条第2号、建設業法第15条第2号に規定する営業所技術者等に置いていることに相違ありません。
- (2) 下記のとおり、営業所技術者等の交替に伴う削除の届出をします。

一般建設業の場合は下段を、特定建設業の場合は上段を削除（両方に該当する場合は削除不要）

令和 〇 年 〇 月 〇 日

地方整備局長
北海道開発局長
新潟県知事 殿

申請者
新潟県庁建設（株）
代表取締役 新潟 太郎

区分 項番 6 1 5 (1. 新規許可等 2. 営業所技術者等の担当業種又は有資格区分の変更 3. 営業所技術者等の追加 4. 営業所技術者等の交替に伴う削除 5. 営業所技術者等が置かれる営業所のみの変更)

大臣 コード
知事

許可年月日

許可番号 6 2 1 5 国土交通大臣 新潟県知事 許可（一般 03）第 9 9 9 9 9 号 令和 03 年 10 月 01 日

記

氏名 項番 フリガナ (フリガナ) イトイガワ ロクロー 元号〔令和R、平成H、昭和S、大正T、明治M〕

6 3 サド 佐 渡 四 郎 生年月日 5 4 0 年 0 1 月 0 4 日

今後担当する建設工事の種類 6 4 9 9 7 上段、下段共に同じ内容を記入

現在担当している建設工事の種類 9 9 7

有資格区分 6 5 1 3 2 0 2 9

変更、追加又は削除の年月日 令和 〇 年 〇 月 〇 日 変更日も忘れずに記入

営業所技術者等の住所 新潟市中央区新光町4-5

営業所の名称 (旧所属) 本店 両方記入

営業所の名称 (新所属) 長岡営業所

氏名 項番 フリガナ (フリガナ) 元号〔令和R、平成H、昭和S、大正T、明治M〕

6 3 生年月日 年 月 日

今後担当する建設工事の種類 6 4

現在担当している建設工事の種類

有資格区分 6 5

変更、追加又は削除の年月日 令和 年 月 日

営業所技術者等の住所

営業所の名称 (旧所属)

営業所の名称 (新所属)

氏名 項番 フリガナ (フリガナ) 元号〔令和R、平成H、昭和S、大正T、明治M〕

6 3 生年月日 年 月 日

今後担当する建設工事の種類 6 4

現在担当している建設工事の種類

有資格区分 6 5

変更、追加又は削除の年月日 令和 年 月 日

営業所技術者等の住所

営業所の名称 (旧所属)

営業所の名称 (新所属)

【記載例】実務経験証明書（様式第9号）

様式第九号（第三条関係）

（用紙A4）

忘れずに記入

実務経験証明書

下記の者は、**管** 工事に関し、下記のとおり実務の経験を有することに相違ないことを証明します。

令和 ○ 年 ○ 月 ○ 日

証明者は、被証明者を雇用していた法人の代表者又は個人の事業主
 ※法人で破産等により証明を受けられない場合は、経験を積んだ会社における当時の取締役による証明も可能です。その場合は理由を記入の上、登記事項証明書等、当時取締役であったことの確認資料を提出してください。

新潟市中央区新光町10-1
 (株)新潟県組
 証明者 代表取締役 新発田 太郎

申請者と使用者（証明者）と異なる場合は、許可番号及び許可年月日も記入

被証明者との関係

社員

証明者の立場からみた被証明者との関係を記入

実際に雇用されていた期間を記入

技術者の氏名	柏崎 五郎	生年月日	昭和40年1月5日	使用された期間	H1年4月から H19年3月まで	計上 月数	
使用者の商号 又は 名称	(株)新潟県組						
職名	実務経験の内容	実務経験年数				計上 月数	
工事主任	〇〇邸浄化槽工事 他	証明する業種に関する工事のみ記入				H7年2月から H7年12月まで	10
	〇〇会社給排水設備工事	《記入上のルール》				H8年2月から H8年10月まで	8
	〇〇会社冷暖房設備工事 他	①1年間をとおして複数の工事に従事していた場合、主な工事を1つ記入し、その他の工事は「他」でまとめて1行に記入可				H9年1月から H9年12月まで	11
	〇〇邸給湯設備工事 他	※1行に記入する期間は最長1年間とします。ただし、ひとつの工事で工期が複数年に渡る場合は1年を超えて記入可能です（このとき、工期を確認できる資料の提出が必要です）。				H10年1月から H10年10月まで	9
"	〇〇会社工場給排水工事					H11年1月から H12年4月まで	15
"	〇〇会社衛生設備工事 他	②各行における始まりの月は実務経験年数に計上しない				H12年6月から H12年12月まで	6
"	〇〇会社冷凍冷蔵設備工事 他	※1行で計上できる最大月数は11カ月（ひとつの工事で工期が1年超となる場合は除く）となりますので、その上で10年（120カ月）に達するまで記入してください。				H13年3月から H13年12月まで	9
工事係長	〇〇会社冷暖房設備工事					H14年3月から H14年12月まで	9
"	〇〇会社空調設備工事	③実務経験年数は重複計上不可 ※同時期に複数の工事に従事していたとしても、期間を重複して実務経験年数とすることはできません。				H14年8月から H14年11月まで	0
"	〇〇会社空調設備工事 他					H15年1月から H15年12月まで	11
"	〇〇会社ダクト工事 他	④同一人物が過去に他業種において実務経験証明書を提出していた場合、その期間は除いて証明する				H16年1月から H16年11月まで	10
"	〇〇邸ガス管配管工事 他	※ひとつの工事で複数業種の工事を経験していたとしても、過去に提出した他業種の実務経験証明書の証明期間とは重複できません。したがって、2業種で10年の実務経験を証明する場合、必要な経験年数は20年以上となります。				H17年1月から H17年12月まで	11
"	〇〇会社衛生設備工事 他					H18年1月から H18年10月まで	9
"	〇〇邸浄化槽工事					H18年11月から H19年3月まで	4
※申請者における実務経験の場合、直近5年分（5年以下の年数の場合はその年数分）の各暦年で請け負った主たる工事1件（実務経験証明書に具体的工事名が記載されているものに限る）について、請け負ったことを証する書類を提出してください。 （例：請負契約書、代金の請求書等）							
使用者の証明を得ることができない場合はその理由					合計 満 10年 2月	122	

記載要領

- この証明書は、許可を受けようとする建設業に係る建設工事
- 「職名」の欄は、被証明者が所属していた部課名等を記載す
- 「実務経験の内容」の欄は、従事した主な工事名等を具体的
- 「合計 満 年 月」の欄は、実務経験年数の合計を記載す

使用者と証明者が異なる場合の理由を記入
 (例) 平成○年○月 会社解散のため
 平成○年○月 事業主死亡のため 等

実務経験年数は上記②にあるとおり「初月不算入」として計上しますが、1年をとおして工事を受注していたことが確認できれば、初月不算入とせず12カ月として計上します。具体的には以下のようなケースが該当します。
 工事Aの工期：令和3年12月1日～令和4年5月31日
 工事Bの工期：令和4年4月1日～令和4年11月30日
 工事Cの工期：令和4年10月1日～令和5年1月15日
 このケースは、令和4年中は切れ目なく工事をしていることになるため、令和4年の実務経験は初月不算入とせず12カ月として計上します（この場合は、各工事において工期が明確に確認できる書類の提出が必要です）。

【記載例】指導監督的実務経験証明書（様式第10号）

様式第十号（第十三条関係）

（用紙A4）

忘れずに記入

指導監督的実務経験証明書

下記の者は、電気通信 工事に関し、下記の元請工事について指導監督的な実務の経験を有することに相違ないことを証明します。

令和 〇 年 〇 月 〇 日

※この様式は、特定建設業許可の営業所技術者等になる場合で、指導監督的実務経験が要件となっている資格区分の場合に作成が必要です。

指導監督的実務経験とは…
「建設工事の設計又は施工の全般について、工事現場主任者又は工事現場監督者のような資格で工事の技術面を総合的に指導監督した経験」を指します。
※発注者から元請負人として請け負った建設工事に関する経験であり、発注者側における経験、又は下請負人としての経験は含みません。

新潟市中央区新光町11-1
(株)新潟県産業

証 明 者 代表取締役 魚沼 次郎

被証明者との関係 社員

証明者の立場からみた被証明者との関係を記入

記

実際に雇用されていた期間を記入

技術者の氏名	南魚沼 三郎		生年月日	昭和40年1月1日	使用された	年 月 日
使用者の商号 又は 名 称	(株)新潟県産業				期 間	年 月 日
発注者名	請負代金の額	職 名	実 務 経 験 の 内 容		実 務 経 験 年 数	
(株)新潟電話	200,000千円	工事課長	新潟加入者線路設備工事		H18年2月から H18年12月まで	
(株)長岡電話	150,000千円	"	長岡加入者線路設備工事		H19年3月から H19年12月まで	
(株)上越電話	100,000千円	"	上越加入者線路設備工事		H20年1月から H20年8月まで	
(株)柏崎電話	100,000千円	"	柏崎加入者線路設備工事		H20年9月から H20年12月まで	
(株)新潟電話	50,000千円	"	新潟西加入者線路設備工事		H21年1月から H21年3月まで	
					年 月 日	年 月 日
					年 月 日	年 月 日
	千円				年 月 日	年 月 日
					年 月 日	年 月 日
	千円				年 月 日	年 月 日
					年 月 日	年 月 日
	千円				年 月 日	年 月 日
	千円				年 月 日	年 月 日
	千円				年 月 日	年 月 日
使用者の証明を得ることができない場合はその理由					合計 満 2年 7月	

許可を受けようとする建設業に係る建設工事の種類ごとに、請負代金の額が4,500万円以上（平成6年12月28日前の建設工事にあつては3,000万円以上、昭和59年10月1日前の建設工事にあつては1,500万円以上）の工事を1件ごとに記入

指導監督的実務経験の期間と、様式第9号の実務経験の期間は重複可能（同じ業種に限る）

※記入上のルールについては、「実務経験証明書（様式第9号）」の記載例を参照してください。ただし、この様式においては工事を1件ごとに記入する必要があり、「〇〇工事 他」としてまとめることはできません。

※申請者における実務経験の場合、各工事について請け負ったことを証する書類を提出してください。（例：請負契約書、代金の請求書等）

記載要領

- この証明書は、許可を受けようとする建設業に係る建設工事の種類ごとに、被証明者1人について、証明者別に作成し、請負代金の額が4,500万円以上の建設工事（平成6年12月28日前の建設工事にあつては3,000万円以上のもの、昭和59年10月1日前の建設工事にあつては1,500万円以上のもの）1件ごとに記載すること。
- 「職名」の欄は、被証明者が従事した工事現場において就いていた地位を記載すること。
- 「実務経験の内容」の欄は、従事した元請工事名等を具体的に記載すること。
- 「合計 満 年 月」の欄は、実務経験年数の合計を記載すること。

【記載例】 許可申請者の住所、生年月日等に関する調書（様式第12号）

様式第十二号（第四条関係）

（用紙A4）

※この様式は「様式第1号別紙一（役員等の一覧表）」に記入した役員等全員について作成してください。ただし、「様式第7号別紙」又は「様式第7号の2別紙1」に記入した者（経營業務の管理責任者）は作成不要です。

許可申請者 $\left(\begin{array}{l} \text{法人の役員等} \\ \text{本人} \\ \text{法定代理人} \\ \text{法定代理人の役員等} \end{array} \right)$ の住所、生年月日等に関する調書

申請者が法人の場合

申請者が個人の場合（支配人を置いており、当該支配人が経營業務の管理責任者であるときに限る）

住 所	新潟市中央区新光町4-3		
氏 名	長岡 次郎	生 年 月 日	昭和30年1月2日生
役 名 等	取締役		
賞 罰	年 月 日	賞 罰 の 内 容	
		なし	
申請日より過去10年以内に受けた建設業の行政処分、及び行政罰、その他の賞罰も記入（該当がない場合は「なし」と記入）			
上記のとおり相違ありません。			
令和 ○ 年 ○ 月 ○ 日	氏 名		長岡 次郎

「株主等」については、「賞罰」の欄及び確認欄（日付と氏名）への記入は不要

記載要領

- 「 $\left(\begin{array}{l} \text{法人の役員等} \\ \text{本人} \\ \text{法定代理人} \\ \text{法定代理人の役員等} \end{array} \right)$ 」については、不要のものを消すこと。
- 法人である場合においては、法人の役員、顧問、相談役又は総株主の議決権の100分の5以上を有する株主若しくは出資の総額の100分の5以上に相当する出資をしている者（個人であるものに限る。以下「株主等」という。）について記載すること。
- 株主等については、「役名等」の欄には「株主等」と記載することとし、「賞罰」の欄及び確認欄への記載を要しない。
- 顧問及び相談役については、「賞罰」の欄及び確認欄への記載を要しない。
- 「賞罰」の欄は、行政処分等についても記載すること。
- 様式第7号別紙又は様式第7号の2別紙に記載のある者については、本様式の作成を要しない。

【記載例】建設業法施行令第3条に規定する使用人の住所、生年月日等に関する調書（様式第13号）

様式第十三号（第四条関係）

※この様式は、個人事業主の支配人や、従たる営業所の所長に相当する者について記入するものです。したがって、個人事業主の支配人がいない場合や従たる営業所がない場合は、作成不要です。なお、使用人が役員の場合は様式第12号を作成するため、この様式は不要です。

(用紙A4)

建設業法施行令第3条に規定する使用人の住所、生年月日等に関する調書

住 所	長岡市四郎丸町9999		
氏 名	十日町 四郎	生 年 月 日	昭和39年9月9日生
営 業 所 名	長岡営業所		
職 名	長岡営業所長		
賞	年 月 日	賞 罰 の 内 容	
		なし	
罰	申請日より過去10年以内に受けた建設業の行政処分、及び行政罰、その他の賞罰も記入 (該当がない場合は「なし」と記入)		
上記のとおり相違ありません。			
令和 ○ 年 ○ 月 ○ 日		氏 名 十日町 四郎	

記載要領

「賞罰」の欄は、行政処分等についても記載すること。

【記載例】株主（出資者）調書（様式第14号）

様式第十四号（第四条関係）

（用紙A4）

株 主 （ 出 資 者 ） 調 書

株主（出資者）名	住 所	所有株数又は出資の価額
<p>魚沼 四郎 十日町 五郎 妙高 六郎 (株)県庁商事</p>	<p>新潟市中央区新光町4-10 新潟市中央区新光町4-11 新潟市中央区新光町4-12 新潟市中央区新光町1-1</p>	<p>〇〇〇株 〇〇〇株 〇〇〇株 〇〇〇株</p>
<p>株主又は出資者が法人の場合はその商号又は名称を、個人の場合はその者の氏名を記入</p> <p>株数を記載する場合は「〇〇株」とし、出資の価額を記載する場合は「〇〇円」と記入</p> <p>※この調書は、総株主の議決権の100分の5以上を有する株主又は出資の総額の100分の5以上に相当する出資をしている者について記入してください。ただし、当該株主が役員等の場合、記入は不要です。 ※また当該株主が個人の場合、別紙1「役員等の一覧表」にも記入してください。</p>		

記載要領

この調書は、総株主の議決権の100分の5以上を有する株主又は出資の総額の100分の5以上に相当する出資をしている者について記載すること。

【記載例】貸借対照表・法人用（様式第15号）

様式第十五号（第四条、第十条、第十九条の四関係）

※この様式は法人用です。個人事業主の場合は様式第18号を作成してください。

※新規申請において、法人設立直後のため決算期未到来の場合は、「開始貸借対照表」として作成してください。

貸借対照表

令和 7年 3月 31日 現在

決算日を記入。創業の場合は設立登記の日を記入

(会社名) 新潟県庁建設株式会社

資 産 の 部

I 流 動 資 産 千円

現金預金		20,001
受取手形		1,032
完成工事未収入金		4,973
有価証券		504
未成工事支出金		305
材料貯蔵品		406
短期貸付金		4,007
前払費用		708
その他		500
貸倒引当金	△	1,000
流動資産合計		31,438 ①

各科目は千円未満を切り捨てて記入

合計欄は、各科目を円単位で足し上げた額について、千円未満を切り捨てて記入
 ※各科目は千円未満切り捨てて記入するため、各項目を足し上げた額と合計欄は一致しない場合があります。
 この場合の調整は不要です（損益計算書、完成工事原価報告書も同様）。

II 固 定 資 産

(1) 有形固定資産

建物・構築物		2,001
減価償却累計額	△	1,000
機械・運搬具		10,004
減価償却累計額	△	7,002
工具器具・備品		703
減価償却累計額	△	500
土地		10,000
リース資産		
減価償却累計額	△	
建設仮勘定		
その他		3,000
減価償却累計額	△	2,000
有形固定資産合計		15,206 ②

(2) 無形固定資産

特許権		
借地権		
のれん		
リース資産		
その他		
無形固定資産合計		③

【記載例】貸借対照表・法人用（様式第15号）

(3) 投資その他の資産		
投資有価証券	
関係会社株式・関係会社出資金	
長期貸付金	250
破産更生債権等	
長期前払費用	
繰延税金資産	
その他	50
貸倒引当金	△	
投資その他の資産合計	301 ④
固定資産合計	15,507 ⑤ (=②+③+④)
III 繰延資産		
創立費	
開業費	
株式交付費	
社債発行費	
開発費	
繰延資産合計	⑥
資産合計	46,945 ⑦ (=①+⑤+⑥)
	負債の部	
I 流動負債		
支払手形	1,250
工事未払金	3,100
短期借入金	2,045
リース債務	
未払金	1,795
未払費用	2,000
未払法人税等	1,500
未成工事受入金	2,000
預り金	
前受収益	
..... 引当金	
その他	2,000
流動負債合計	15,690 ⑧
II 固定負債		
社債	500
長期借入金	2,000
リース債務	510
繰延税金負債	445
..... 引当金	
負ののれん	
その他	800
固定負債合計	4,255 ⑨
負債合計	19,945 ⑩ (=⑧+⑨)

「負債純資産合計」と一致

【記載例】貸借対照表・法人用（様式第15号）

		純 資 産 の 部	
I	株 主 資 本		
	(1) 資本金		20,000
	(2) 新株式申込証拠金		
	(3) 資本剰余金		
	資本準備金		
	その他資本剰余金		
	資本剰余金合計		
	(4) 利益剰余金		
	利益準備金		1,000
	その他利益剰余金		
	準備金		
	〇〇 積立金		5,000
	繰越利益剰余金		1,000
	利益剰余金合計		7,000
	(5) 自己株式	△	
	(6) 自己株式申込証拠金		
	株主資本合計		27,000 ⑪
II	評価・換算差額等		
	(1) その他有価証券評価差額金		
	(2) 繰延ヘッジ損益		
	(3) 土地再評価差額金		
	評価・換算差額等合計		⑫
III	新株予約権		⑬
	純資産合計		27,000 ⑭ (=⑪+⑫+⑬)
	負債純資産合計		46,945 ⑩ + ⑭ (=⑦)

株主資本等変動計算書の当期末
残高と一致

「資産合計」と一致

【記載例】損益計算書・法人用（様式第16号）

様式第十六号（第四条、第十条、第十九条の四関係）

※この様式は法人用です。個人事業主の場合は様式第19号を作成してください。

損 益 計 算 書

自 令和 6年 4月 1日
至 令和 7年 3月 31日

(会社名)

新潟県庁建設株式会社

「直前3年の各事業年度における工事施工金額（様式第3号）」の工事施工金額の合計欄の金額と一致

完成工事原価報告書の完成工事原価と一致

給与等の勘定科目のうち、「事務関係使用人」のものは従業員給料手当に計上

給与等の勘定科目のうち、「役員」のものは役員報酬に計上

各科目は千円未満を切り捨てて記入

合計欄は、各科目を円単位で足し上げた額について、千円未満を切り捨てて記入
※各科目は千円未満切り捨てで記入するため、各項目を足し上げた額と合計欄は一致しない場合があります。この場合の調整は不要です。

		千円	
I	売上高		
	完成工事高	137,000	
	兼業事業売上高		137,000 ①
II	売上原価		
	完成工事原価	100,008	
	兼業事業売上原価		100,008 ②
	売上総利益（売上総損失）		
	完成工事総利益（完成工事総損失）	36,992	
	兼業事業総利益（兼業事業総損失）		36,992 ③ (=①-②)
III	販売費及び一般管理費		
	役員報酬	11,001	
	従業員給料手当	3,002	
	退職金	103	
	法定福利費	1,104	
	福利厚生費	605	
	修繕維持費		
	事務用品費	1,001	
	通信交通費	502	
	動力用水光熱費	203	
	調査研究費	1,004	
	広告宣伝費	105	
	貸倒引当金繰入額		
	貸倒損失		
	交際費	1,001	
	寄付金		
	地代家賃	1,602	
	減価償却費	1,003	
	開発費償却		
	租税公課	504	
	保険料	805	
	雑費	2,000	
	営業利益（営業損失）		25,546 ④
			11,446 ⑤ (=③-④)

【記載例】損益計算書・法人用（様式第16号）

IV 営業外収益			
受取利息及び配当金		201	
その他		502	703 ⑥
V 営業外費用			
支払利息		300	
貸倒引当金繰入額			
貸倒損失			
その他			300 ⑦
經常利益（經常損失）			11,849 ⑧ (=⑤+⑥-⑦)
VI 特別利益			
前期損益修正益			
その他			⑨
VII 特別損失			
前期損益修正損			
その他			⑩
税引前当期純利益（税引前当期純損失）			11,849 ⑪ (=⑧+⑨-⑩)
法人税、住民税及び事業税		3,001	
法人税等調整額			3,001 ⑫
当期純利益（当期純損失）			8,848 ⑬ (=⑪-⑫)

完成工事原価報告書

自 令和 6年 4月 1日

至 令和 7年 3月 31日

（会社名）

新潟県庁建設株式会社

				千円
I 材料費			40,001	
II 労務費			5,003	
（うち労務外注費				
III 外注費			35,002	
IV 経費			20,002	
（うち人件費		10,001		
完成工事原価			100,008	

給与等の勘定科目のうち、「現場労務者」のものは労務費に計上

給与等の勘定科目のうち、「技術関係使用人」のものは経費に記入

損益計算書の完成工事原価と一致

【記載例】株主資本等変動計算書（様式第17号）

様式第十七号（第四条、第十条、第十九条の四関係）

株 主 資 本 等 変 動 計 算 書

自 至
令和 6年 4月 1日
令和 7年 3月 31日

科目は千円未満を切り捨てて記入
※合計額が一致しない場合の調整は不要です。

（会社名） 新潟県庁建設株式会社

自社で定めている積立金の名称を記入

	株 主 資 本										評 価 ・ 換 算 差 額 等				純 資 産 合 計	
	資本剰余金			利益剰余金			自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	土地再評価差額金	評価・換算差額等合計	新株予約権			
	資本金	新株式申込証拠金	資本準備金	資本剰余金合計	利益準備金	利益剰余金										
						その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益剰余金合計								
当期首残高	20,000				200	4,000	2,000	6,200	△							26,200
当期変動額																
新株の発行																
剰余金の配当					300		△ 8,848	△ 8,048								△ 8,048
当期純利益							8,848	8,848								8,848
自己株式の処分																
〇〇積立金の積立						1,000	△ 1,000									
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					800	1,000	△ 1,000	800								800
当期変動額合計																
当期末残高	20,000				1,000	5,000	1,000	7,000								27,000

前期分の当期末残高が今期の当期首残高に転記されているか確認

損益計算書の当期純利益（純損失）の金額と一致

様式中に該当する項目がない場合は適宜追加

当期末残高の行は、貸借対照表の純資産の部の金額と一致

注記表（様式第 17 号の 2）

※記入を要する注記は以下のとおりです（合資会社、合名会社及び合同会社は持分会社として扱います）。

※有価証券報告書提出会社については、有価証券報告書の写しの提出をもって当該様式の提出を省略することができます。

	株式会社			持分会社
	会計監査人 設置会社	会計監査人なし		
		公開会社	株式譲渡 制限会社	
1 継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況	○	×	×	×
2 重要な会計方針	○	○	○	○
3 会計方針の変更	○	○	○	○
4 表示方法の変更	○	○	○	○
4-2 会計上の見積り	○	×	×	×
5 会計上の見積りの変更	○	×	×	×
6 誤謬の訂正	○	○	○	○
7 貸借対照表関係	○	○	×	×
8 損益計算書関係	○	○	×	×
9 株主資本等変動計算書関係	○	○	○	×
10 税効果会計	○	○	×	×
11 リースにより使用する固定資産	○	○	×	×
12 金融商品関係	○	○	×	×
13 賃貸等不動産関係	○	○	×	×
14 関連当事者との取引	○	○	×	×
15 一株当たり情報	○	○	×	×
16 重要な後発事象	○	○	×	×
17 連結配当規制適用の有無	○	×	×	×
17-2 収益認識関係	○	×	×	×
18 その他	○	○	○	○

【凡例】○・・・記入要、×・・・記入不要

附属明細表（様式第 17 号の 3）

※特例有限会社を除く株式会社のうち、以下のいずれかに該当する者が提出します。ただし、金融商品取引法（昭和 23 年法律第 25 号）第 24 条に規定する有価証券報告書の提出会社にあつては、有価証券報告書の写しの提出をもって附属明細表の提出に代えることができます。

- ① 資本金の額が 1 億円超であるもの
- ② 最終事業年度に係る貸借対照表の負債の部に計上した額の合計が 200 億円以上であるもの

【記載例】貸借対照表・個人用（様式第18号）

様式第十八号（第四条、第十条、第十九条の四関係）

※この様式は個人用です。法人の場合は様式第15号を作成してください。

貸借対照表

令和 7年 12月 31日 現在

暦年（12月31日）を記入

商号又は名称

新潟県建設

※新規申請において、個人事業開業直後のため決算期末到来の場合は、「開始貸借対照表」として作成してください。

資産の部

		千円
I 流動資産		
現金預金	1,011	
受取手形	202	
完成工事未収入金	503	
有価証券		
未成工事支出金		
材料貯蔵品	1,004	
その他	105	
貸倒引当金	106	
流動資産合計	2,722	①
II 固定資産		
建物・構築物	2,001	
機械・運搬具	1,002	
工具器具・備品	1,003	
土地	5,004	
建設仮勘定		
破産更生債権等		
その他		
固定資産合計	9,010	②
資産合計	11,732	③ (=①+②)

各科目は千円未満を切り捨てて記入

合計欄は、各科目を円単位で足し上げた額について、千円未満を切り捨てて記入
 ※各科目は千円未満切り捨てて記入するため、各項目を足し上げた額と合計欄は一致しない場合があります。この場合の調整は不要です（損益計算書、完成工事原価報告書も同様）

「負債純資産合計」と一致

負債の部

I 流動負債		
支払手形	901	
工事未払金	2,002	
短期借入金	503	
未払金		
未成工事受入金	314	
預り金	21	
引当金		
その他		
流動負債合計	3,742	④
II 固定負債		
長期借入金	1,000	
その他	200	
固定負債合計	1,200	⑤
負債合計	4,942	⑥ (=④+⑤)

【記載例】貸借対照表・個人用（様式第18号）

純 資 産 の 部	
期首資本金	6,000
事業主借勘定	1,000
事業主貸勘定	△ 510
事業主利益	300
純資産合計	6,790 ⑦
負債純資産合計	11,732 ⑥+⑦(=③)

注 消費税及び地方消費税に相当する額の会計処理の方法
税抜方式

損益計算書の事業主利益（事業主損失）と一致

「資産合計」と一致

忘れずに記入

記載要領

- 貸借対照表は、財産の状態を正確に判断することができるよう明りょうに記載すること。
- 下記以外の勘定科目の分類は、法人の勘定科目の分類によること。
期首資本金——前期末の資本合計
事業主借勘定——事業主が事業外資金から事業のために借りたもの
事業主貸勘定——事業主が営業の資金から家事費等に充当したもの
事業主利益（事業主損失）——損益計算書の事業主利益（事業主損失）
- 記載すべき金額は、千円単位をもって表示すること。
- 金額の記載に当たって有効数字がない場合においては、科目の名称の記載を要しない。
- 流動資産、有形固定資産、無形固定資産、投資その他の資産、流動負債及び固定負債に属する科目の掲記が「その他」のみである場合においては、科目の記載を要しない。
- 流動資産の「その他」又は固定資産の「その他」に属する資産で、その金額が資産の総額の100分の5を超えるものについては、当該資産を明示する科目をもって記載すること。
- 記載要領6は、負債の部の記載に準用する。
- 「・・・引当金」には、完成工事補償引当金その他の当該引当金の設定科目を示す名称を付した科目をもって掲記すること。
- 注は、税抜方式及び税込方式のうち貸借対照表及び損益計算書の作成に当たって採用したものをいう。
ただし、経営状況分析申請書又は経営規模等評価申請書に添付する場合には、税抜方式を採用すること。

【記載例】 損益計算書・個人用（様式第19号）

様式第十九号 （第四条、第十条、第十九条の四関係）

※この様式は個人用です。法人の場合は様式第16号を作成してください。

損 益 計 算 書

自 令和 7年 1月 1日
至 令和 7年 12月 31日

「直前3年の各事業年度における工事施工金額（様式第3号）」の工事施工金額の合計欄の金額と一致

商号又は名称

新潟県建設

千円

I	完成工事高	25,000	①
II	完成工事原価		
	材料費	6,001	
	労務費	5,002	
	(うち労務外注費)		
	外注費	3,003	
	経費	4,004	
	完成工事総利益 (完成工事総損失)	18,010	②
		6,990	③ (=①-②)
III	販売費及び一般管理費		
	従業員給料手当	2,000	
	退職金	501	
	法定福利費		
	福利厚生費	102	
	維持修繕費	503	
	事務用品費	104	
	通信交通費	30	
	動力用水光熱費	105	
	広告宣伝費	40	
	交際費	106	
	寄付金	106	
	地代家賃	30	
	減価償却費	1,008	
	租税公課	159	
	保険料	350	
	雑 費	900	
	営業利益 (営業損失)	6,045	④
		945	⑤ (=③-④)
IV	営業外収益		
	受取利息及び配当金		
	その他	500	
		500	⑥
V	営業外費用		
	支払利息	100	
	その他	1,045	
	事業主利益 (事業主損失)	1,145	⑦
		300	⑤+⑥-⑦

※建設業以外の事業（以下「兼業事業」という。）を併せて営む場合において、兼業事業における売上高がある場合、兼業事業の売上高及び売上原価の欄を追加し、建設業の完成工事高と区別して表示してください。

貸借対照表の純資産の部における事業主利益と一致

【記載例】 営業の沿革（様式第20号）

様式第二十号（第四条関係）

（用紙A4）

営 業 の 沿 革

創業以後の沿革	昭和40年 4月 1日	創業	事業（建設業以外の業を含む。）を開始した年月日を記入 ※法人成りをした場合は、個人事業主として創業した年月日についても記入してください。
	昭和41年 4月 1日	新潟県庁建設 株式会社設立（資本金1,000万円）	
	昭和43年 4月 1日	資本金増資（1,000万円→2,000万円）	
	平成10年 4月 1日	本社移転	
	平成11年 4月 1日	長岡営業所を新設	
	年 月 日		「創業以後の沿革」の欄は、創業、商号又は名称の変更、組織の変更、合併又は分割、資本金額の変更、営業の休止、営業の再開等を記入
	年 月 日		
年 月 日			

建設業の登録及び許可の状況	平成10年 4月 1日	新潟県知事許可（般-10）第00001号（土木工事業）新規
	平成11年 10月 1日	新潟県知事許可（般-11）第00001号（建築工事業）業種追加
	年 月 日	創業以後の最初の許可について記入し、その後の業種追加、般特新規又は廃業（失効）についても記入 ※許可等の更新は記入不要です。 ※許可や廃業の日付は、それぞれ許可日、廃業日を記入してください。許可通知書や廃業の通知書の日付（通知書右上の日付）ではありませんのでご注意ください。
	年 月 日	
	年 月 日	
	年 月 日	
	年 月 日	
	年 月 日	
	年 月 日	
年 月 日		

賞罰	年 月 日	なし
	年 月 日	申請日より過去10年以内に受けた建設業の行政処分、及び行政罰、その他の賞罰も記入 （該当がない場合は「なし」と記入）
	年 月 日	
	年 月 日	

記載要領

- 「創業以後の沿革」の欄は、創業、商号又は名称の変更、組織の変更、合併又は分割、資本金額の変更、営業の休止、営業の再開等を記載すること。
- 「建設業の登録及び許可の状況」の欄は、建設業の最初の登録及び許可等（更新を除く。）について記載すること。
- 「賞罰」の欄は、行政処分等についても記載すること。

【記載例】所属建設業者団体（様式第20号の2）

様式第二十号の二（第四条関係）

（用紙A4）

所 属 建 設 業 者 団 体

団 体 の 名 称	所 属 年 月 日
社団法人 ○○○建設業協会	平成17年4月1日

法第27条の37に規定する建設業者の団体の名称を記入
※未加入の場合は「なし」と記入してください。

記載要領

「団体の名称」の欄は、法第27条の37に規定する建設業者の団体の名称を記載すること。

【記載例】主要取引金融機関名（様式第20号の3）

様式第二十号の三（第四条関係）

（用紙A4）

主 要 取 引 金 融 機 関 名

政府関係金融機関	普通銀行 長期信用銀行	株式会社商工組合中央金庫 信用金庫・信用協同組合	その他の金融機関
	〇〇銀行〇〇支店		
<p>「政府関係金融機関」の欄は、独立行政法人住宅金融支援機構、株式会社日本政策金融公庫、株式会社日本政策投資銀行等について記入 ※各金融機関とも、本所、本店、支所、支店、営業所、出張所等の区別まで記入してください。</p>			

記載要領

- 「政府関係金融機関」の欄は、独立行政法人住宅金融支援機構、株式会社日本政策金融公庫、株式会社日本政策投資銀行等について記載する
- 各金融機関とも、本所、本店、支所、支店、営業所、出張所等の区別まで記載すること。
(例 〇〇銀行〇〇支店)

【記載例】 変更届出書（様式第22号の2）

様式第二十二号の二（第八条、第十条関係）

(用紙A4)
000006

変更届出書
(第一面)

該当する事項に○

常勤役員等又は直接に補佐する者が変更された場合は「(4) 役員等の氏名」に○

下記のとおり、

- (1) 商号又は名称 (2) 営業所の名称、所在地又は業種 (3) 資本金額 (4) 役員等の氏名 (5) 個人業者の氏名
- (6) 支配人の氏名 (7) 建設業法施行令第3条に規定する使用人 (8) 建設業法第7条第2号 建設業法第15条第2号

について変更があったので届出をします。

地方整備局長
北海道開発局長
新潟県知事 殿

所在地、商号、代表者に変更がある場合、届出者は「変更後」の内容で記入

新潟市中央区新光町4-1
新潟県庁建設株式会社
代表取締役 新潟 太郎

令和 〇 年 〇 月 〇 日

届出者

大臣コード 国土交通大臣 新潟県知事 許可(一般) 02 第 012345 号 許可年月日 令和 02 年 07 月 01 日

項番 3 5 1 5 3 5 10 15 11 13 15

許 可 番 号 3 6 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9

法 人 番 号 3 6 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9

※各カラムへの記入方法については、注意事項を確認してください。

届出事項	変更前	変更後	変更年月日	備考
商号	新潟県庁工業(株)	新潟県庁建設(株)	R3.4.1	
代表者	新潟 次郎	新潟 太郎	R3.4.1	
常勤役員等の氏名	新潟 次郎	新潟 太郎	R3.4.1	
営業所の所在地	新潟市中央区川岸町3-18-1	新潟市中央区新光町4-1	R3.4.1	移転
資本金額	20,000千円	30,000千円	R3.4.1	増資
役員等の氏名	柏崎 四郎	-	R3.3.31	退任
役員等の氏名		長岡 次郎	R3.4.1	就任
営業所の名称		長岡営業所	R3.4.1	営業所の新設
営業所の所在地		長岡市四郎丸町173-2	R3.4.1	"
営業所の業種		管	R3.4.1	"
令第3条の使用人		十日町 四郎	R3.4.1	"
営業所技術者等		柏崎 五郎	R3.4.1	長岡営業所
株主等		株主 一平	R3.4.1	株主等の就任

役員の就任・退任は2行に分けて記入

代表者や役員に変更があった場合、当該代表者や役員が「経営業務の管理責任者」でもある場合は、届出事項に「常勤役員等の氏名」として経営業務の管理責任者の変更についても記入
※特に、代表者と経営業務の管理責任者を兼ねる場合で、代表者の変更しか記入がない場合は、経営業務の管理責任者の変更の届出にはなりませんので注意してください

変更が生じた日を記入
※役員の変更の場合は登記上の就退任の日付を記入してください(届出日や登記日ではありません)。

変更の内容が、次の○【商号又は名称、代表者又は個人の氏名、主たる営業所の所在地、資本金額等の変更に関する入力事項】又は第二面の○【営業しようとする建設業、従たる営業所の所在地の変更、新設、廃止に関する入力事項】の各欄に掲げる事項に係る場合には、該当する欄にも変更後の内容を記入すること。

○【商号又は名称、代表者又は個人の氏名、主たる営業所の所在地、資本金額等の変更に関する入力事項】

商号又は名称のフリガナ 3 7 ニ イ ガ タ ケ ン チ ヨ ウ ケ ン セ ツ

商号又は名称 3 8 新 潟 県 庁 建 設 (株)

代表者又は個人の氏名のフリガナ 3 9 ニ イ ガ タ タ ロ ウ

代表者又は個人の氏名 4 0 新 潟 太 郎

主たる営業所の所在地市区町村コード 4 1 1 5 1 0 3 都道府県名 新潟県 市区町村名 新潟市中央区

主たる営業所の所在地 4 2 新 光 町 4 - 1

郵便番号 4 3 9 5 0 - 8 5 7 0 電話番号 0 2 5 - 2 8 5 - 5 5 1 1

資本金額又は出資総額 4 4 3 0 0 0 0 (千円)

※項番37～項番44は、変更があった項目のみ記入してください。営業所技術者等や代表者ではない役員の異動があった場合は、記入不要です。

※各カラムへの記入方法については、注意事項を確認してください。

連絡先 所属等 総務部 氏名 新潟 一郎 電話番号 025-285-5511
ファックス番号 025-285-3572

営業しようとする建設業又は従たる営業所の所在地の変更【区分2】

(用紙A4)

(第二面)

区分 項番 3
 8 1 2 (2. 営業しようとする建設業又は従たる営業所の所在地の変更 3. 従たる営業所の新設 4. 従たる営業所の廃止)
 大臣 知事 コード

許可番号 項番 3 国土交通大臣 知事 許可(特-02) 第 012345 号 令和 02 年 07 月 01 日

◎【営業しようとする建設業、従たる営業所の所在地の変更、新設、廃止に関する入力事項】

① 一部廃業・業種追加の場合

「1」又は「2」を記入
 1：一般建設業許可の場合
 2：特定建設業許可の場合

(主たる営業所)

営業しようとする建設業 項番 3 1 1
 8 3 2 1
 1. 一般 2. 特定

変更前 項番 3 2 2 1
 8 3 2 2 1

変更前(廃業・業種追加前)の建設業の業種を「変更前」に、変更後の廃業後の建設業の業種を項番83に記入(この例は「土木一式工事業」を廃業するケース)

(従たる営業所)

フリガナ ナガオカエイギョウシヨ

従たる営業所の名称 項番 3 4 長岡営業所
 8 4 長 岡 営 業 所

従たる営業所の所在地 項番 3 5 都道府県名 市区町村名
 8 5 市区町村名

従たる営業所の所在地 項番 3 5 都道府県名 市区町村名
 8 6 変更があった項目のみ記入

郵便番号 項番 3 5 6 電話番号 10 15 20
 8 7 郵便番号 電話番号

営業しようとする建設業 項番 3 5 1 1
 8 8 2 1
 1. 一般 2. 特定

変更前 項番 3 5 1 1
 8 8 2 2 1

主たる営業所と同様に記入
 ※ただし、廃業・業種追加により従たる営業所が営業する業種に変更がない場合(元々従たる営業所では営業していない業種を一部廃業する場合、等)は記入不要です。

② 従たる営業所の所在地を変更する場合

この場合は「主たる営業所」欄は記入不要

(従たる営業所)

フリガナ ナガオカエイギョウシヨ

従たる営業所の名称 項番 3 4 長岡営業所
 8 4 長 岡 営 業 所

従たる営業所の所在地 項番 3 5 都道府県名 新潟県 市区町村名 長岡市
 8 5 1 5 2 0 2 新潟県 長岡市

従たる営業所の所在地 項番 3 5 都道府県名 市区町村名
 8 6 大手通9-9-9 変更があった項目のみ記入

郵便番号 項番 3 5 6 電話番号 10 15 20
 8 7 9 4 0 - 0 0 6 2 電話番号 0 2 5 8 - 9 9 - 9 9 9 9

営業しようとする建設業 項番 3 5 1 1
 8 8 1 1
 1. 一般 2. 特定

変更前 項番 3 5 1 1
 8 8 1 1

【記載例】 変更届出書（様式第22号の2）

従たる営業所の新設【区分3】

(用紙A4)

(第二面)

区分 項番 3
 8 1 3 (2. 営業しようとする建設業 又は従たる営業所の所在地の変更 3. 従たる営業所の新設 4. 従たる営業所の廃止)
 大臣コード

許可番号 項番 3 国土交通大臣 許可(一般-02) 第 012345 号 令和 02 年 07 月 01 日
 8 2 1 5

◎【営業しようとする建設業、従たる営業所の所在地の変更、新設、廃止に関する入力事項】

(主たる営業所)

営業しようとする建設業 8 3 3 5 10 15 20 25 30 (1. 一般 2. 特定)
 土 建 大 左 と 石 屋 電 管 タ 鋼 筋 舗 し ゆ 板 ガ 塗 防 内 機 絶 通 園 井 具 水 消 清 解
 変更前 3 5 10 15 20 25 30
 主たる営業所については記入不要

(従たる営業所) 上越営業所を新設する場合の例

フリガナ ジョウエツエイギョウシヨ
 従たる営業所の名称 8 4 上 越 営 業 所 3 5 10 15 20 23 25 30 35 40

従たる営業所の所在地市区町村コード 8 5 1 5 2 2 2 都道府県名 新潟県 市区町村名 上越市

従たる営業所の所在地 8 6 本 城 町 5 - 6 3 5 10 15 20 23 25 30 35 40

郵便番号 8 7 9 4 3 - 8 5 5 1 電話番号 0 2 5 - 5 2 6 - 9 3 0 3 10 15 20

営業しようとする建設業 8 8 1 3 5 10 15 20 25 30 (1. 一般 2. 特定)
 土 建 大 左 と 石 屋 電 管 タ 鋼 筋 舗 し ゆ 板 ガ 塗 防 内 機 絶 通 園 井 具 水 消 清 解
 変更前 3 5 10 15 20 25 30
 新設する従たる営業所で営業しようとする業種について記入 ※変更前の欄は記入不要です。

(従たる営業所) 「1」又は「2」を記入
 1: 一般建設業許可の場合
 2: 特定建設業許可の場合

従たる営業所の名称 8 4 3 5 10 15 20 23 25 30 35 40

従たる営業所の所在地市区町村コード 8 5 3 5 10 15 20

従たる営業所の所在地 8 6 3 5 10 15 20 23 25 30 35 40

郵便番号 8 7 3 5 6 10 15 20

営業しようとする建設業 8 8 3 5 10 15 20 25 30 (1. 一般 2. 特定)
 土 建 大 左 と 石 屋 電 管 タ 鋼 筋 舗 し ゆ 板 ガ 塗 防 内 機 絶 通 園 井 具 水 消 清 解
 変更前 3 5 10 15 20 25 30

【記載例】決算変更届（別紙8）

※この様式は、事業年度終了後の決算変更届の届出時にのみ使用します。

変 更 届 出 書

令和 ○ 年 ○ 月 ○ 日

許可番号 国土交通大臣 新潟県知事 許可（般・特 - **2**）第 **12345** 号
法人番号 **99999999999999**
届出者 **新潟市中央区新光町4-1
新潟県県庁建設株式会社
代表取締役 新潟 太郎**

北陸地方整備局長
新潟県知事 殿

事業年度（第 **10** 期 **令和6年4月1日** から **令和7年3月31日** まで）が終了したので、別添のとおり、下記の書類を提出します。

記

提出する様式に○

- (1) 工事経歴書 (2) 工事施工金額 (3) 貸借対照表及び損益計算書
- (4) 株主資本等変動計算書及び注記表 (5) 事業報告書 (6) 附属明細表
- (7) 法人税納付済額証明書 (8) 所得税納付済額証明書 (9) 事業税納付済額証明書
- (10) 使用人数 (11) 令第3条に規定する使用人の一覧表
- (12) 定款 (13) 健康保険等の加入状況

法人：法人事業税
個人：個人事業税
の「納税証明書」が必要

(10) ~ (13) については、前回決算変更届提出以降に変更があった場合のみ提出
※ただし、変更の内容によっては様式第22号の2の変更届の提出が必要な場合があります。詳細については37ページをご確認ください。

記載要領

1 (1)から(13)までの事項については、該当するものの番号を○でかこむこと。

【記載例】譲渡及び譲受け認可申請書（様式第22号の5）

様式第二十二号の五（第十三条の二関係）

法人成り、代替わりに伴う認可申請はこの様式を使用

(用紙A4)

00101

譲渡及び譲受け認可申請書
(第1面)

この申請書により、建設業の譲渡及び譲受けの認可を申請します。
この申請書及び添付書類の記載事項は、事実と相違ありません。

令和 〇 年 〇 月 〇 日

地方整備局長
北海道開発局長
新潟県知事 殿

申請者 譲渡人 新潟市中央区新光町1-1
株式会社新潟県庁土木 代表取締役 長岡 一郎

譲受人 新潟市中央区新光町4-1
新潟県庁建設株式会社 代表取締役 新潟 太郎

行政庁側記入欄には何も記入しないこと

承継予定日を記入

※「承継予定日から30日前までに申請が不備なく受理」される必要があるため、提出日に注意してください。

譲渡及び譲受け年 月 日 令和 02 年 11 月 01 日

譲渡及び譲受けの理由 事業拡大のため

譲渡及び譲受けの価額 10,000,000 円
承継人、被承継人の中で決めた価格を記入

建設業許可業者同士である場合は、引き続き使用する許可番号を選択可能
※許可を持たない者が承継する場合は、被承継人の許可番号を記入

大臣コード 知事

引き続き使用する許可番号 国土交通大臣 知事 許可(一般-02) 第 012345 号

「1」又は「2」を記入
1：一般建設業許可の場合
2：特定建設業許可の場合

<譲受人に関する事項>

譲渡及び譲受け後に営業しようとする建設業 土 建 大 左 と 石 屋 電 管 タ 鋼 筋 舗 し ゅ 板 ガ 塗 防 内 機 絶 通 園 井 具 水 消 清 解
07 11 1 1 (1.一般 2.特定)

認可申請時において許可を受けている建設業 08 11 1 1 (1.一般 2.特定)
譲受人が申請時点で有している許可業種のみを記入
※許可を有していない場合は記入不要です。

商号又は名称のフリガナ 09 ニ イ ガ タ ケ ン チ ョ ウ ケ ン セ ツ

商号又は名称 10 新潟県庁建設(株)

代表者又は個人の氏名のフリガナ 11 ニ イ ガ タ タ ロ ウ

代表者又は個人の氏名 12 新潟 太郎 支配人の氏名

譲渡及び譲受け後の主たる営業所の所在地市区町村コード 13 15103 都道府県名 新潟県 市区町村名 新潟市中央区

譲渡及び譲受け後の主たる営業所の所在地 14 新光町4-1

郵便番号 15 950-0965 電話番号 025-285-5511

ファックス番号 025-285-3572

法人又は個人の別 16 1 (1.法人 2.個人) 資本金額又は出資総額 30000 (千円) 法人番号 99999999999999

兼業の有無 17 2 (1.有 2.無) 建設業以外に行っている営業の種類

大臣コード 知事 譲受人が許可を持たない場合は記入不要 許可年月日 令和 02 年 07 月 01 日
許可番号 国土交通大臣 知事 許可(一般-02) 第 012345 号

【記載例】 誓約書（様式第22号の6）＜譲渡及び譲受・合併・分割認可用＞

様式第二十二号の六（第十三条の二関係）

（用紙A4）

譲渡及び譲受け、合併、分割認可用

※この様式は、健康保険等の加入状況（様式第7号の3）及びその確認資料の追加提出に関する誓約書です。認可申請時に既に健康保険等の加入状況を提出している場合は、この様式は不要です。

誓 約 書

申請者は、第13条の2第8項の規定により読み替えて準用する第7条第2号に規定する届書を譲渡及び譲受け又は合併若しくは分割の日から法令で定められた期限までに提出することを誓約します。

令和 ○ 年 ○ 月 ○ 日

新潟市中央区新光町4-1
新潟県庁建設株式会社
代表取締役 新潟 太郎

申請者

申請者欄は承継者について記入

地方整備局長
北海道開発局長
新潟県知事 殿

【記載例】 合併認可申請書（様式第22号の7）

様式第二十二号の七（第十三条の二関係）

(用紙A4)

00111

合併認可申請書 (第1面)

この申請書により、合併の認可を申請します。この申請書及び添付書類の記載事項は、事実と相違ありません。

令和 〇 年 〇 月 〇 日

申請者 新潟市中央区新光町4-1 新潟県庁建設株式会社 代表取締役 新潟 太郎

新潟市中央区新光町1-1 株式会社新潟県庁土木 代表取締役 長岡 一郎

地方整備局長 北海道開発局長 新潟県知事 殿

行政庁側記入欄には何も記入しないこと

合併年月日 〇 3 令和 02 年 11 月 01 日

合併予定日を記入 ※「承継予定日から30日前までに申請が不備なく受理」される必要があるため、提出日に注意してください。

合併理由 〇 4

事業拡大のため

合併の価格 〇 5 10,000,000 円

承継人、被承継人の間で決定した価格を記入

建設業許可業者同士である場合は、引き続き使用する許可番号を選択可能 ※新設合併会社や吸収する側の事業者が無許可業者である場合は、引き続き使用する被承継者の許可番号を記入

引き続き使用する許可番号 〇 6 15 国土交通大臣 知事 許可 (一般 02) 第 012345 号

「1」又は「2」を記入 1:一般建設業許可の場合 2:特定建設業許可の場合

合併存続法人又は合併により新設される法人に関する事項

合併後に営業しようとする建設業 〇 7 11

合併存続法人又は合併新設法人が、合併（新設）後に営業しようとする業種を全て記入

認可申請時において合併存続法人が許可を受けている建設業 〇 8 11

商号又は名称のフリガナ 〇 9 ニ イ ガ タ ケ ン チ ヨ ウ ケ ン セ ツ

商号又は名称 1 0 新潟県庁建設(株)

代表者の氏名のフリガナ 1 1 ニ イ ガ タ タ ロ ウ

代表者の氏名 1 2 新潟 太郎

合併後の主たる営業所の所在地市町村コード 1 3 15103 都道府県名 新潟県 市区町村名 新潟市中央区

合併後の主たる営業所の所在地 1 4 新光町4-1

郵便番号 1 5 950-0965 電話番号 025-285-5511

ファックス番号 025-285-3572

資本金額等 1 6 資本金額又は出資総額 30000 (千円)

法人番号 99999999999999

【記載例】 誓約書（様式第22号の11）＜相続認可用＞

様式第二十二号の十一（第十三条の三関係）

（用紙A 4）

相続認可用

※この様式は、健康保険等の加入状況（様式第7号の3）及びその確認資料の追加提出に関する誓約書です。認可申請時に既に健康保険等の加入状況を提出している場合は、この様式は不要です。

誓 約 書

申請者は、第13条の3第6項の規定により読み替えて準用する第7条第2号に規定する届書を法令で定められた期限までに提出することを誓約します。

令和 ○ 年 ○ 月 ○ 日

新潟県新潟市中央区新光町4-1

申請者 新潟県庁建設 新潟花子

申請者欄は承継者について記入

地方整備局長
北海道開発局長
新潟県知事 殿

別紙三

この様式は、
相続認可の場合は「別紙2」
譲渡及び譲受け、合併、分割認可の場合は「別紙3」
となります。

営業所技術者等一覧表

令和 年 月 日

営業所の名称	フリガナ 営業所技術者等の氏名	建設工事の種類	有資格区分
※建設業許可申請書(様式第1号)別紙4に準じて作成してください。			

【記載例】 事業主・役員等・令3条に規定する使用人の一覧表（新潟県独自様式）

(別紙様式)

※この様式は、綴じずに2部提出してください。

新潟県独自様式

事業主・役員等・令3条に規定する使用人の一覧表

フリガナ	ニイガタケンチョウケンセツ
商号又は名称	新潟県庁建設株式会社
主たる営業所の所在地	新潟市中央区新光町4-1

新規、更新、業種追加、般特新規の場合は「役員等一覧表（様式第1号別紙）及び「令3条使用人の一覧表（様式第11号）」と同じ者を記入
 ※変更届の場合は新たに追加（就任）した者のみ記入してください。このとき、代表者に変更がない場合は、代表者への記入は不要です。

個人の場合は事業主又は支配人、法人の場合は代表者を記入（代表取締役が複数名の場合は、建設業についての代表者を記入）

【代 表 者】

役職名	フリガナ氏名	現住所	生年月日	備考
代表取締役	ニイガタ タロウ 新潟 太郎	新潟市中央区新光町4-2	大昭平令 31. 1. 1	

【代表者以外の役員等・支配人・令3条に規定する使用人】

役職名	フリガナ氏名	現住所	生年月日	備考
取締役	ナガオカ ジロウ 長岡 次郎	新潟市中央区新光町4-3	大昭平令 30. 1. 2	
取締役	ジョウエツ サフロウ 上越 三郎	(上越市本城町5-6) 新潟市中央区新光町4-4	大昭平令 32. 1. 2	
株主等	ウオヌマ シロウ 魚沼 四郎	新潟市中央区新光町4-10	大昭平令 34. 1. 4	
株主等	トオカマチ ゴロウ 十日町 五郎	新潟市中央区新光町4-11	大昭平令 35. 1. 5	
株主等	ミョウコウ ロクロウ 妙高 六郎	新潟市中央区新光町4-12	大昭平令 36. 1. 6	

フリガナも忘れずに記入

記載要領

- 「役員等」とは業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準ずる者又は相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有するもの（総株主の議決権の100分の5以上を有する株主等）と認められる者をさす。
株主については、役職名欄に「株主等」と記載する。
- 「令3条」とは建設業法施行令第3条をさす。
- 許可申請時又は変更届出時に、申請書に添付するものとし、綴じないで2部提出すること。
- 個人の場合は事業主、支配人及び営業所の代表者を、法人の場合は、役員等、支配人及び営業所の代表者を全て記載すること。変更届出時は新たに追加になった者のみを記入すること。
- 法人が登記上の所在地と営業所所在地が違うときは、2段書きで記載する。（登記上を括弧書き）
- 現住所欄は、住民票上と居所が違うときは、2段書きで記載する（住民票上の住所を括弧書き）